

第 7 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成22年3月18日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第7回 熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成22年3月18日（木曜日）

午前10時0分開議
午前11時55分休憩
午後1時1分開議
午後1時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第46号 平成22年度熊本県一般会計予算

議案第51号 平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第55号 平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第80号 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の制定について

議案第81号 熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 財産の減額貸付けについて

請第38号 「国立阿蘇青少年交流の家」が従来どおり国立の青少年教育施設として存続できるよう国への意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①「県民を振り込め詐欺被害から守る条例」の効果について
- ②熊本県教職員不祥事防止対策プロジェクトチームの報告書について
- ③熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）について

出席委員（8人）

委員長 小早川 宗 弘
副委員長 浦 田 祐三子
委員 倉 重 剛
委員 氷 室 雄一郎
委員 松 田 三 郎
委員 吉 田 忠 道
委員 船 田 公 子
委員 西 聖 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生
教育次長 岡 村 範 明
教育次長 岩 瀬 弘 一
教育次長 阿 南 誠一郎
教育政策課長 松 永 正 男
福利厚生課長 藤 本 和 夫
高校教育課長 森 塚 利 徳
首席教育審議員兼
義務教育課長 木 村 勝 美
首席教育審議員兼
学校人事課長 由 解 幸四郎
社会教育課長 小 野 賢 志
人権同和教育課長 恵 濃 裕 司
文化課長 米 岡 正 治
体育保健課長 坂 梨 登美代

首席教育審議員兼
 施設課長 児 玉 邦 秋
 高校整備政策監兼
 高校整備推進室長 後 藤 泰 之
 警察本部
 本部長 中 尾 克 彦
 警務部長 茂 木 陽
 生活安全部長 川 崎 広 文
 刑事部長 吉 田 親 一
 交通部長 北 里 幸 則
 警備部長 古 川 隆 幸
 首席監察官 中 野 洋 信
 参事官兼警務課長 池 部 正 剛
 参事官兼会計課長 坂 田 靖 範
 総務課長 吹 原 直 也
 参事官兼
 生活安全企画課長 藤 本 秀 二
 参事官兼刑事企画課長 林 朝 通
 参事官兼交通企画課長 緒 方 博 文
 交通規制課長 川 述 正 芳
 参事官兼警備第一課長 下 山 恵 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
 政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 ただいまから、第7回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会には4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、また、できるだけ質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にポイントを絞つ

て説明をしていただきたいと思います。着座のまま、説明してください。

それでは警察本部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、中尾警察本部長。

○中尾警察本部長 小早川委員長初め委員の皆様方には、この1年間、深い御理解に基づく確かな御指摘や各種行事に御参加をいただきまして、警察職員に激励をいただくなど、暖かい御支援をいただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、県警察の抱える多くの課題に対して、一定の成果と前進が認められるところでございまして、衷心よりお礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。今議会に提案しております警察関係議案は、予算関係が1議案、条例関係が2議案の、計3議案でございます。

まず、予算関係について申し上げます。

第46号議案平成22年度熊本県一般会計予算でございますけれども、これは、平成22年度の当初予算として、警察費総額391億9,430万円余をお願いするものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長の方から御説明申し上げますが、主なものを申し上げますと、女性も安心して歩ける繁華街づくりに向けた安全・安心な政令指定都市実現事業、平成23年春の九州新幹線全線開業に向けて、新熊本駅交番、交通安全施設等を整備する新幹線元年戦略事業、新熊本東警察署庁舎等整備事業などがございます。次に、条例関係について申し上げます。

第83号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本県警察官について4人増員が認められましたことから、熊本県警察職員の定数を改めるものでございます。

第84号議案熊本県警察の職員の特種勤務手

当に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、これは、航空機操縦作業手当の額などを改定するものでございます。

これらの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上が、議案関係でございますが、次に報告事項が2件ございます。

1件目は、昨年の2月定例県議会で議決をいただきました県民を振り込め詐欺被害から守る条例が昨年4月の施行から約1年を経過いたしましたので、その施行効果等について御報告するものでございます。

2件目は、厚生常任委員会において報告がなされております熊本県次世代育成支援行動計画についてでございます。

後ほど担当者の方から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○坂田会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。1ページをお願いいたします。

第46号議案、平成22年度熊本県一般会計予算の警察費についてでございます。

順次、内容を御説明していく前に、まず警察費の総額等につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、後ろ2枚目になります6ページをお願いいたします。

1番下の合計欄でございますが、左から2番目、本年度の欄に記載しておりますように、平成22年度の警察費の予算は、総額で39億9,430万7,000円をお願いしております。

右横の欄の前年度と比較いたしますと、9億6,543万4,000円の減額となっております。

この減額の要因でございますが、職員給与費の削減や退職手当費の減に伴います人件費

が減額となっているものでございます。

それでは、ただいまから順次、予算内容につきまして主なものを御説明してまいりますので、先ほどの1ページをお願いいたします。

まず、表の上段、公安委員会費でございますが、総額で720万2,000円をお願いしております。この経費は、公安委員の報酬及び公安委員会の運営に必要な経費を計上しているものでございます。

続いて、次の段の警察本部費でございますが、329億6,050万7,000円をお願いしております。

この経費は、職員の給与費を初め警察業務の管理等に要する経費を計上しております。

以下、右端の説明欄の番号順に従いまして、主なものについて説明してまいります。

まず、番号1の職員給与費でございますが、これは給料、各種手当等の経費を計上しているものでございます。

続いて、番号3の警察一般管理費のうちで、まず(6)の被服費は、警察官の制服等を整備するために必要な経費を計上しているものでございます。

次に、(11)の庁舎管理運営費は、庁舎等光熱水費、交番、駐在所等土地建物賃借料を計上しているものでございます。

6つ進みまして、(17)の警察統合OA整備費は、警察部内のOAシステムに要する経費を計上しているものでございます。

5つ進みまして、1番下の(22)の緊急雇用創出基金事業は、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、非常勤職員や臨時職員を雇用するための経費を計上しているものでございます。

続きまして、次の2ページをお願いいたします。

上段の欄の装備費で、4億9,875万円をお願いしております。

この経費は、県警が保有しています車両、

船舶、ヘリコプター等の維持管理費を初め、資機材の整備や広域緊急援助隊訓練費など、災害警備対策等に要する経費を計上しているものでございます。

続いて下の段の、警察施設費で9億4,035万5,000円をお願いしております。

この経費の内容について、右端の説明欄の番号2の警察施設整備費のうちから、主なものを御説明いたします。

まず(2)の新熊本東警察署庁舎等整備事業は、耐震強度の著しい不足によりまして崩壊の恐れがある熊本東警察署の建て替えを主なものとした事業でありまして、その初年度としまして平成21年度において基本設計及び地質調査を行っておりますが、平成22年度においては実施設計委託に要する経費をお願いしているものでございます。

次に、その下の(3)の警察施設整備費(耐震改修)について、御説明いたします。

この経費は、荒尾、宇城、天草の3警察署の耐震改修工事費と管理委託費、そして高森、芦北、牛深の3警察署の耐震改修工事に係ります設計委託費の合計額を計上しているものでございます。

次に、その下の(4)の新幹線元年戦略(警察施設整備)についてでございますが、平成23年春に予定されています九州新幹線全線開業に向けまして、平成21年度から着手しております新熊本駅交番整備の工事等に要する経費と、新幹線総合車両基地の整備事業が進んでおります熊本市富合町を管轄します——仮称ではございますけれども、熊本南警察署富合複合駐在所を新築するための用地購入に要する経費を計上しているものでございます。

なお、今回の警察署当初予算で、新幹線元年戦略としている事業が、この後の5ページに1カ所、6ページに1カ所、計3カ所ございますが、これらにつきましてはそれぞれに該当しますところで御説明させていただきます。

続いて、次の3ページをお願いいたします。

上段の欄の運転免許費で、11億745万3,000円をお願いしております。

この経費は、自動車運転免許業務に要する経費を計上しているものでございます。

右端の説明欄の番号1の、自動車運転免許費のうちで、主なものを御説明いたします。

まず(1)の運転免許企画調査費は、IC免許証カードなど運転免許証の作成に要する経費を計上しているものでございます。

次に6つ進みまして、(7)の高齢者講習・認知機能検査委託費についてでございますが、この経費は、70歳以上で免許更新を受ける高齢者の方への高齢者講習と、75歳以上で免許更新を受ける高齢者の方への認知機能検査を委託する経費でございます。

その他の各事業は、運転免許関係の各種講習等に要する経費を計上しているものでございます。

続いて、下の段の恩給及び退職年金費で1億335万9,000円をお願いしております。

この経費は、昭和37年11月以前に退職しました警察職員とその遺族に対して支給します恩給扶助料を計上しているものでございます。

続いて、次の4ページをお願いいたします。

警察活動費で、35億7,668万1,000円をお願いしております。

この経費は、一般警察運営費を初め、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察の運営に要する経費を計上しているものでございます。

右端の説明欄に従いまして、主なものを御説明いたします。

まず1の一般警察運営費についてでございます。(1)の警察活動基本経費は、警察活動に必要な旅費、消耗品費、通信費等に要する経費を計上しているものでございます。

次に(3)の留置管理費は被留置者の食糧費、健康診断費、医療費等を計上しているものでございます。

次に(4)の犯罪被害者支援活動の推進は、犯罪被害者及びその家族等の被害回復等とともに、被害者支援団体の育成支援等に要する経費を計上しているものでございます。

次に、説明欄の番号2の生活安全警察の運営について御説明いたします。

まず(6)の安全で安心なまちづくり事業費についてでございますが、これは自主防犯活動の推進によりまして、一層県民の自主防犯意識を高めるために、防犯ボランティアの物的支援を行うための経費を計上しているものでございます。

次に2つ進んで、(8)の少年非行防止活動の推進は、少年非行の防止及び保護対策を総合的に推進するために必要な経費を計上しているものでございます。

特に、平成19年度から導入しておりますスクールサポーター制度につきましては、現在、熊本市内の3警察署、宇城警察署、八代警察署に計5人を配置しておりますが、新たに本部少年課、熊本北署、大津署に3人を増員配置いたしまして、学校等の連携のもとに少年の健全育成のための活動を一層強化していくものでございます。

次に5つ進んで、(13)のセーフティーパトロール活動委託事業は、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、街頭犯罪や振り込め詐欺の防止、子供や高齢者の安全確保を図るため、警備保障会社にパトロール活動を委託するための経費を計上しているものでございます。

平成22年度におきましては、熊本北、南、東、大津、宇城、八代の6警察署の管内において実施する予定としております。

次の(14)の安全・安心な政令指定都市実現事業についてでございますが、平成24年4月に予定されております熊本市の政令指定都市

移行に向けまして、熊本市と熊本県警察との連絡会議開催経費、政令指定都市を管轄する他県警察への視察、熊本の拠点性に向けて、女性も安心して歩ける繁華街づくりを実現するための繁華街パトロール隊に対するパトロール用ベスト等の物的支援などに要する経費を計上しているものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

右端の説明欄の番号3の地域警察運営費についてでございますが、まず(2)の交番・駐在所の機能強化は、交番相談員に要する経費を計上しているものでございます。

次に(3)の駐在所発ふるさと連携推進事業は、高齢者の方が中心の安全・安心な地域づくりを進めるために、過疎の地域を受け持っています一部の駐在所にインターネットを整備いたしまして、高齢者の方が活躍されている防犯ボランティア団体や自治体、地域の皆さんにインターネットを通じて情報を発信していくための経費を計上しているものでございます。現在、4駐在所を選定いたしまして、検討をしているところでございます。

次に、その下の(4)の新幹線元年戦略(機動力強化)は、不審物件の通報等爆発物容疑事犯に対しまして、初動警察力を強化し、県民の安全確保と熊本の拠点性向上を図るために、携帯式の爆発物検知機能整備に要する経費を計上しているものでございます。

次に、その下の番号4の刑事警察運営費について、主なものを御説明いたします。

まず(3)の来日外国人犯罪対策費は、通訳謝金等に要する経費を計上しているものでございます。

次に3つ進みまして(6)の捜査基盤の強化は、捜査実務指導伝承官の任用等に要する経費を計上しているものでございます。

では、近年の警察職員の大量退職、大量採用期におきまして、後継者であります若手警察官の早期育成に対処するために、捜査経験、知識、技能が豊富な退職警察官を捜査実

務指導伝承官という職名により、非常勤職員として採用し、通常の業務を通じて捜査技能等の伝承を図っていくというものでございます。

次に4つ進みまして(10)の暴力団総合対策の推進は、事業者責任者講習業務委託に要する経費、暴力団排除調査のための経費等を計上しているものでございます。

続いて、次の6ページをお願いいたします。

右端の説明欄の番号5の交通警察運営費について、主なものを御説明いたします。

まず中ほどの(6)交通指導取締・事故捜査費は、交通反則切符等の印刷に要する経費を計上しているものでございます。

次に(9)交通規制管理費は、交通信号機の電気料、回線料、保守料を計上しているものでございます。

次に5つ進んで(14)の高齢ドライバーサポート事業は、高齢者の方が自分自身の認知判断等の能力が測定できる器具の整備費を計上しているものでございます。

次に説明欄の番号6の交通安全施設費についてでございますが、これは信号機の新設・改良、道路標識の設置など、交通安全施設等の整備に要する経費を計上しているものでございます。

特に最後の(3)の新幹線元年戦略(交通安全施設整備)は、九州新幹線全線開業に向けまして熊本駅、新玉名駅周辺等の交通安全施設の整備を行うことによりまして、交通環境の改善を進め観光立県の推進を図っていくというものでございます。

以上、予算関係についての御説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○池部警務課長 警務課長の池部です。

それでは、警察から提案しております2つの条例案について、御説明をいたします。

1つ目は、第83号議案熊本県警察職員定数

条例の一部を改正する条例についてであります。資料は、7ページから9ページになります。

警察庁におきまして、平成22年度、全国で868人の地方警察官の増員要求が行われ、本県には科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化として、4人の増員が決定されました。ここで、今回の警察官増員に対しまして、本委員会を初め県議会からいただきました御尽力・御支援に、改めまして感謝を申し上げます。

さて、今回の改正は、この4人の増員配分を受けて、警察官の条例定数を3,042人から3,046人に改めるものです。

増員後の階級別定数は、警察法施行令に定める基準に従い、資料7ページの中ほどにある表のとおり、警部が1人、巡査部長を含めたところの警部補の階級枠が3人の、計4人がふえることとなります。

施行日は、4月1日を予定しております。

2つ目は、第84号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。資料は、10ページから14ページになります。

これは、航空機操縦作業及び航空機整備作業の手当の改正を行うもので、より実績に応じた支給となりますよう、航空機操縦作業手当の額を、これまでの1カ月につき12万7,500円から、1時間につき5,100円に、航空機整備作業手当の額を、これまでの1カ月につき2万8,100円から、1日につき1,410円に、それぞれ改定するものであります。

施行日は、4月1日を予定しております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 おはようございます。座って、失礼します。

まず、予算等の説明の前に、昨年の2月議会で議決いただいて策定いたしましたくまもと「夢への架け橋」教育プラン、来年度は2年目を迎えます。

このプランは平成21年度から25年度までの5年間を計画期間とするもので、教育基本法などの改正、それから教育をめぐる改革の流れの中で、本県の教育が県民一人一人の「夢への架け橋」となるよう、教育振興に関する方策を総合的に取りまとめたものでございます。今後も、このプランを着実に推進してまいります。

それでは、今議会上に提案いたしております教育委員会関係の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、平成22年度当初予算につきまして、第46号議案熊本県一般会計予算、第51号議案熊本県立高等学校実習資金特別会計予算及び第55号議案熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,574億8,000万円余をお願いしております。また、熊本商業高校校舎改築工事等の債務負担行為の設定をお願いしております。

なお、一般会計は前年度比22億7,000万円余の減額となっておりますが、そのほとんどは人件費の減によるものであり、必要となる事業費はほぼ前年度並みに確保しているところでございます。

以下、来年度予算で取り組みます主な施策及び事業について、御説明いたします。

まず、「生きる力」の定着による子供たちの「夢」の実現に向けた取り組みでございます。

教育の格差を早い時期に解消するシステムの構築、教員の指導力の向上、大学や関係機関と連携した進学支援等に取り組むことで、進学や就業等の子供たちの「夢」の実現を図ります。

小中学生の学力向上につきましては、生活環境などから生じている教育格差を小学校低学年の早い時期に解消するため、基礎学力の定着に向けた学習支援活動など、モデル校による実践研究を行います。また、「親の学びプログラム」を作成し、家庭教育力の向上を目指します。さらに、就職を希望する高校生を支援するための求人開拓などを行うキャリアサポーターを増員します。

次に、良好な教育環境の整備による、子供たちの「夢」の実現に向けた取り組みでございます。

いじめ・不登校対策や学校施設の耐震化等により、子供たちが学校で安心・安全に学べる教育環境づくりを推進します。

スクールソーシャルワーカーの活動を拡大し、不登校などの状況にある子供たちの家庭環境改善などを支援いたします。学校施設の整備につきましては、熊本商業高校を初めとする5校の改築に取り組みますほか、耐震改修事業を計画的に行ってまいります。

次に、文化振興を通じた魅力あるくまもと創造に向けた取り組みでございます。

鞠智城については、特別史跡の指定に向け、全国的な認知度向上に取り組めます。また、世界文化遺産への登録に向けても着実に進め、熊本の文化的資源の魅力を広くアピールしてまいります。さらに、永青文庫の魅力をより多くの方々に紹介するため、県立美術館において新幹線全線開業を記念した特別展を開催いたします。

次に、教育と各分野の融合による「くまもとの夢」の実現に向けた取り組みでございます。

農業の新たな担い手の確保に向けまして、農業関係高校と行政機関、地域農業界が連携した就農教育プログラム作成に取り組めます。

次に、県立高等学校再編整備の推進でございます。

県立高等学校再編整備等基本計画等に基づき前期再編整備対象校の学校運営支援を行うとともに、地元の意見をくみ上げながら本年1月に決定された中期実施計画に基づき、中期案件の開校準備を進めてまいります。

次に、条例議案でございます。

条例議案としましては、まず、第80号議案熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の制定についてでございます。これは、県立高等学校の再編整備により、新たに設置される高等学校等に通学することで通学に要する費用が増加し、修学が困難になる者に対して、通学資金を貸与するための条例の制定でございます。あわせて、関係条例の改正、さらに、学校職員に対する手当の見直し等に伴う条例の改正を提案申し上げます。

その他議案としましては、第87号議案財産の減額貸付けについてでございますが、財団法人熊本県青年会館に対する土地の貸し付け契約を、本財団の高い公益性にかんがみ、これまでどおり減額貸し付けを行い、契約期間を平成22年4月1日から3年間とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、資料にはございませんが、特別支援学校の整備につきまして御報告させていただきます。

教育委員会では、昨年5月に設置いたしました県立特別支援学校教育整備推進協議会から、このたび報告書が提出されました。

報告書の内容といたしましては、重度重複障害児童・生徒の安全・安心な学習環境の整備や、急増している知的障害特別支援学校の整備などにつきまして、対応をお示しいたしました。

この報告書を踏まえ、来年度中に整備計画を策定し、できるものから早急に整備着手し

たいと考えておりますので、御支援をよろしくお願いいたします。

このほかに、熊本県教職員不祥事防止対策プロジェクトチームの報告書、熊本県次世代育成支援行動計画後期計画につきましては、後ほど資料に基づいて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお最後になりましたが、小早川委員長初め各委員におかれましては、この1年間熱心に御指導・御支援をいただきましたことを、大変、心より感謝申し上げます、説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会平成22年度当初予算案の総括的な説明を申し上げます。資料の1ページをお願いいたします。

上段の表の一般会計予算は、総額1,557億1,200万円余、平成21年度当初予算との比較では、22億7,700万円余、1.4%の減となっております。

各課別内訳表につきましては、表のとおりでございます。

減額の主な要因は、人件費の減によるものでございます。

一般会計に2つの特別会計を加えた教育委員会の当初予算総額は、1,574億8,300万円余、対前年比で1.3%の減となっております。

各事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について御説明申し上げます。

資料2ページ以降に説明欄に職員給与費と記載してあるものがございます。これは、職員給与について所要の見込み額を計上したものです。したがって、この点につきましては関係課の説明は割愛させていただきます。

それでは、教育政策課の当初予算について

説明申し上げます。資料の2ページをお願いいたします。

まず、教育委員会費ですが、1,347万9,000円をお願いしております。これは教育委員5人分の報酬及び教育委員会の運営費です。

次に、事務局費ですが、15億1,110万1,000円をお願いしております。これは職員148人の給与のほか、当課や教育事務所の運営費及び県立学校におけるICTを活用した教育を推進する教育情報化推進事業や教育振興基本計画の推進に要する経費などです。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、教職員人事費ですが、11億2,073万円をお願いしております。これは、教育委員会事務局職員及び学校教職員の子ども手当です。

最後に、恩給及び退職年金費ですが、3億8,815万円をお願いしております。以上、総額30億3,346万円です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。資料の4ページをお願いいたします。

事務局費でございますが、329万3,000円をお願いいたしております。これは、課の運営費及び事務局職員の定期健康診断等に要する経費でございます。

教職員人事費でございますが、2億5,399万5,000円をお願いいたしております。

内訳といたしましては、まず教職員住宅建設事業費でございますが、平成8年から平成13年までに建設した教職員住宅に係る公立学校共済組合への償還金等及び廃止した教職員住宅の解体に要する経費でございます。

次に教職員等住宅管理費は、教職員住宅の維持・修繕に要する経費でございます。

最後に、教職員福利厚生事業費でございますが、地方公務員法の規定に基づき教職員の健康管理など福利厚生に関する事業を実施す

るものでございまして、事業内容といたしましては人間ドックを中心とした教職員の健診事業に要する経費でございます。

以上、総額2億5,728万8,000円でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。5ページをごらんください。

上段の事務局費は、3,917万8,000円をお願いしております。

1の(1)県立高等学校教育整備推進事業等は、1月の教育委員会で決定されました中期実施計画における準備経費や前期計画対象校の開校に伴う経費などの再編整備の推進等に要する経費でございます。

(2)の育英資金未収金回収強化事業は、督促業務等のための非常勤職員の増員等、未収金回収対策に要する経費でございます。

次の教育指導費は、3億7,862万8,000円をお願いしております。

主なものについて、御説明申し上げます。

1の(1)の通学支援事業は、県立高校の再編統合に伴い、上天草高校及び矢部高校に通学する生徒の通学支援に要する経費でございます。

2の(1)の「夢への架け橋」進学支援事業は、教員の専門性と実践的指導力向上に向けた外部講師を活用した講義や、研修等の実施に要する経費でございます。

(3)の農業が輝き、人が煌く夢づくり事業は、農業関係高校と行政、地域農業界等の連携・協働による本県農業を担う人材の育成に要する経費でございます。

主な取り組みとしましては、県下全高校生を対象に、農業高校の寮を活用して農業を通じた人材育成を図る宿泊研修を実施したいと考えております。

(5)の「特色ある学校づくり支援事業」は、地域の進学拠点校への進学支援や、新設

校における特色ある学校づくりの支援に要する経費でございます。

6ページをごらんください。

(7)の高校生キャリアサポート事業は、求人開拓等を行うキャリアサポーターの配置など、高校生の就職支援に要する経費でございます。

3の(2)の初任者研修は、新規採用教員に対する研修及び研修を受講している初任者のかわりに授業を行います非常勤講師の採用等に要する経費でございます。

下の欄の教育振興費は、5,129万6,000円をお願いしております。これは、1の(1)の県立宇土中学校及び八代中学校の運営に要する経費や、2の(1)の県立中学校の入学者選抜に要する経費でございます。

7ページをごらんください。

2段目の教育振興費は、7,652万3,000円をお願いしております。これは、1の理科教育設備や、5の産業教育設備の備品の整備に要する経費、そして2から4の定時制及び通信制課程の生徒に対する修学奨励資金等に要する経費でございます。

下の欄の学校建設費は、4億7,227万1,000円をお願いしております。これは、県立中学校設置や県立高校の再編・統合に伴う施設整備に要する経費でございます。

8ページをごらんください。

3段目、4段目は、それぞれ一般会計から県立高等学校実習資金特別会計及び育英資金等貸与特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は13億671万7,000円をお願いしています。

続きまして、特別会計について御説明を申し上げます。9ページをごらんください。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。上段の農業高等学校費は、1億7,870万8,000円をお願いしております。これは、農業関係高等学校12校の実習運営に要する経

費及び県立高等学校実習基金の運用利息の積立金でございます。

次の水産高等学校費は、8,545万7,000円をお願いしております。これは、1の(1)の水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

以上、実習資金特別会計総額は、2億6,416万5,000円をお願いしております。

10ページをごらんください。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。育英資金等貸付金は、15億714万6,000円をお願いしております。これは、1の(1)の育英資金貸付金の奨学金の貸与に要する経費や、(2)の高等学校等奨学金緊急支援事業の経済情勢の悪化により増加する生徒に対する奨学金の貸与に要する経費及び(3)の高等学校通学費奨学金貸付金の県立高校の再編・統合に伴って、通学費負担が増加し就学が困難な高校生に対する奨学金の貸与に要する経費等でございます。

以上、一般会計、特別会計の総額は、30億7,802万8,000円でございます。

28ページをごらんください。

債務負担行為の設定につきまして、御説明申し上げます。

水俣高校と水俣工業高校の再編・統合に伴う施設整備に要する設計費について、限度額1億8,970万円の設定をお願いしております。

続きまして29ページをごらんください。

議案第80号熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、12月14日の当委員会において、条例制定のためのパブリックコメント手続の実施の際に御説明申し上げたところでございます。

高校再編に係る通学支援につきましては、先ほど5ページで御説明申し上げました、通学支援事業により自己負担の上限額を8,500

円まで軽減することとしております。しかしながら、この補助制度を受けても通学費の支出が困難という生徒に対応するために、通学支援奨学金貸与条例の制定をお諮りするものでございます。

2の内容についてですが、対象者は具体的には上天草高校、矢部高校及び高森高校へ通学する生徒を考えております。なお、蘇陽高校は募集停止となることによって、高森高校へ通学する生徒が予想されますので、そのような生徒にも通学のための奨学金を貸与することと考えております。

(2)の貸与金額につきましては、交通機関の利用者負担額に応じ月額5,000円または1万円の貸与を考えております。

その他の条件等につきましては、現行の育英奨学金に準じております。

次に、資料の35ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第81号熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

先ほど御説明しました通学支援奨学金について、育英資金の特別会計で貸し付けを行うことに伴う条例名の改正等の所要の改正を行うものでございます。

高校教育課につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

11ページをお願いいたします。教育指導費、2億3,031万6,000円をお願いしております。

主なものについて、御説明いたします。

まず、2の学校教育指導費でございますが、(4)の基礎学力向上システム推進事業は、生活環境等から生じる教育格差を、小学校低学年から早期に解消するシステムづくり

のための実践研究に要する経費でございます。

(5)の輝く人づくり推進事業は、道德教育推進方策等の策定及び熊本の先人等を題材とした教育用教材の開発・作成に要する経費でございます。

12ページをお願いいたします

3の教員研修費でございますが、(2)の初任者研修は小中学校の新規採用教員に対する研修及び初任者が校外で研修を行っているときに、初任者にかわって授業を行います非常勤講師の採用に要する経費でございます。

4の児童・生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校の積極的予防及び解消を図るため、いじめ・不登校対策検討委員会の設置や教職員研修及びスクールカウンセラー等の配置による教育相談体制等の支援に要する経費でございます。

(4)の子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の解消のためのスクールソーシャルワーカーの配置などに要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

教育センター費5,766万3,000円をお願いしております。

3の研修事業費でございますが、教科等研修及び講座などに要する経費でございます。

最後に、保健体育総務費295万円をお願いしております。

(1)の食育推進事業は、食育推進のための指導者の養成研修や指定校による研究及び実践発表大会等を実施するために要する経費でございます。

以上、総額2億9,092万9,000円でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます

す。説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、1段目の事務局費でございますけれども、2億496万6,000円をお願いしております。教育委員会事務局職員の退職手当に係る経費でございます。

次に2段目の、教職員人事費でございます。109億4,633万2,000円をお願いしております。

説明欄をごらんいただきたいと思っております。主なものにつきまして、説明申し上げます。

経費の大部分が、1の教職員の退職手当の107億2,109万9,000円でございます。

また2の(3)、夢への架け橋教育支援事業でございますけれども、退職教員等を活用いたしまして、小中学校に非常勤講師を配置いたしまして、不登校や教室外登校者の学習指導、また算数の授業強化等を行うもの、また特別支援学校に非常勤の介助員を配置いたしまして、重複学級の児童・生徒の日常生活のサポートを行うための経費でございます。本年度は緊急雇用創出基金を活用いたしまして、特別支援学校の介助員につきましては、20名を増員いたしまして、33名を配置することとしているところでございます。

(4)の学校環境整備緊急雇用創出事業でございます。この事業も緊急雇用創出基金を活用いたしまして、児童・生徒の登下校時等の安心・安全の確保を図るために、学校周辺のパトロール委託、また再編整備対象となっております高校の環境整備、また小中学校の生徒指導、学習指導のための非常勤職員を任用するための経費でございます。

15ページをお願いいたします。

1、2段目の、教職員費でございます。

1段目が、小学校の教職員、2段目が中学校の教職員の給与及び旅費に係る経費でございます。

小学校費は608億2,051万9,000円、中学校費は344億5,280万1,000円をお願いしております。

ます。

次に、3段目の高等学校総務費でございます。262億3,372万4,000円をお願いしております。

主なものにつきましては、1の高等学校の教職員にかかる給与費でございます。

また2の(2)の授業時数の少ない教科等に配置しております非常勤講師に係る報酬等にかかる経費でございます。

次に4段目の全日制高等学校管理費17億323万8,000円、また次の16ページをお願いいたします。1段目の定時制高等学校管理費3,132万3,000円、また2段目の通信教育費664万1,000円をお願いしております。これらは、いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

次に、3段目の特別支援学校費でございます。84億337万7,000円をお願いしております。主なものは、特別支援学校教職員の給与費でございます。

また3の就学奨励費でございますけれども、特別支援学校に通う児童・生徒を持つ保護者の経済的な負担軽減を図るために、学校給食費あるいは交通費等の全部または一部を支弁するための経費でございます。

以上、総額1,428億292万1,000円の予算をお願いしております。

続きまして、資料の39ページをお願いいたします。

議案第82号熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、県立学校職員及び市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当の見直し等に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、条例で定めます手当の最高額を月額1万5,900円から1万1,700円に引き下げることでございます。

その他、条例中の文言の整理をあわせて行うこととしております。

なお、施行日は平成22年4月1日でございます。ただ、文言の整理につきましては、公布の日としております。

以上、今議会に提案しております議案の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。社会教育総務費でございます。

2の、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業は、家庭教育の重要性の啓発、「親の学び」プログラムの開発提供、親の相談機会の充実に要する経費でございます。

(2)の「夢への架け橋」教育支援事業は、退職教員等を活用した家庭教育支援の実施及び放課後子ども教室の充実に要する経費でございます。

(4)の放課後子ども教室推進事業は、小学校において放課後の子供たちの安全を確保し、さまざまな交流や体験活動を行う市町村に対する補助であり、国及び県の補助事業でございます。

(5)の学校支援地域本部事業は、学校支援活動などに取り組む市町村等への委託に要する経費であり、全額国庫負担の事業でございます。

4の社会教育諸費のうち、(1)青少年教育施設管理運営費は、4つの県立青少年教育施設の管理運営を行う指定管理者への委託に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

(5)の生涯学習推進センター運営事業は、県民の多様な学習機会を提供する県民カレッジ、県立学校開放講座など、生涯学習推進センターの運営に要する経費でございます。

次に、図書館費でございます。図書館費の主なものは、県立図書館の給与費、管理運営費等でございます。

3の事業費は、熊本近代文学館の運営に関する経費でございます。

以上、合計11億9,385万4,000円をお願いしております。

続きまして、第87号議案財団法人熊本県青年会館に対する財産の減額貸付けについて御説明申し上げます。資料は、43ページをお願いいたします。

本議案は、熊本市水前寺3丁目に所在する財団法人熊本県青年会館に対しまして、現在、建物の用地として県有地を貸し付けております。その際、青年会館が青年団体の活動促進や指導者養成等を行っているという公益性を有していることなどにかんがみ、貸付料の65%を減額しているところでございます。従来3年おきに契約を更新しており、現行の契約期間が本年3月31日に満了を迎えるため、契約の更新を行うものでございます。

なお、減額率を65%、すなわち貸付料を正規の35%としている根拠は、県が熊本市に対しまして固定資産税相当額となる交付金を交付する必要があるため、この交付金に相当する額を当該財団法人から徴収するものであります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

まず、教育指導費の810万4,000円は、本課の運営費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業等、学校における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、教育振興費2,759万6,000円は、地域改善対策奨学資金の返済に伴う国庫補助相当

分の国への償還金、奨学資金の返還事務等に要する経費及び新規事業としまして緊急雇用創出基金を活用し、未収金回収のために未納者宅を訪問し、納付指導等を行うのに要する経費でございます。

次に、社会教育総務費1,605万8,000円は、人権教育のための啓発資料の作成、啓発イベントの運営等、各種人権教育啓発活動事業の実施のための経費及び社会教育関係団体への事業費補助等、社会教育におきます人権教育推進に要する経費でございます。

以上、人権同和教育課の当初予算の合計額は、5,175万8,000円でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○米岡文化課長 文化課でございます。資料の20ページをお願いいたします。

文化費12億2,392万7,000円をお願いしております。

主なものについて、御説明いたします。

2の文化振興費のうち(3)の美術館分館管理運営費は、指定管理者に委託する県立美術館分館の委託料でございます。

次に3の文化財調査費は、国等の公共事業に伴い県が受託した埋蔵文化財発掘調査に要する経費であります。なお、この経費は事業主である国等が全額負担しております。

次に、21ページでございます。

4の文化財保存管理費用のうち主なものは、(1)の世界文化遺産登録推進事業ですが、阿蘇を初めとする世界文化遺産候補の登録推進に要する経費でございます。

(3)の文化財保存整備費補助金は、市町村が実施します国や県指定文化財の保存整備事業の一部を補助するものでございます。

(5)の文化財広域連携推進事業は、市町村が広域で連携して地域の文化財の保存活用を進めるための支援に要する経費でございます。

そのほか(7)が、国指定史跡鞠智城跡の管

理運営費、発掘調査及び国営公園整備費や、国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

次に、22ページでございます。

美術館費3億6,859万9,000円をお願いしております。主なものは、5の永青文庫推進事業費で、永青文庫展示室における展覧会の開催や、永青文庫所蔵の美術品や古文書等の調査・研究や修復に要する経費でございます。

また、新幹線全線開業を記念して、平成22年度末からの開催を予定しております特別展に要する経費を計上いたしております。

以上、文化課分は総額15億9,252万6,000円でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。23ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として4億8,688万1,000円をお願いしております。

2の学校保健給食振興費の主な事業でございますが、(1)性に関する教育推進事業と、(2)薬物乱用防止教育推進事業は、小中校及び特別支援学校の管理職と高校の生徒代表を対象とした研修会の開催等に要する経費でございます。2つはあわせて開催したいと考えております。両事業とも、新規事業として取り組むものでございます。

(3)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下の児童・生徒の災害に対する災害給付金等に、(4)学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置は、県立学校における学校医等の設置に、そして(5)県立学校における健康診断は、児童・生徒及び職員の健康診断に要する経費でございます。

体育振興費として、2億6,034万円をお願いしております。

1学校体育振興費の主な事業でございますが、(1)地域スポーツ人材の活用実践支援事業は、小中校の運動部活動等への外部指導者

の派遣等に要する経費でございます。

(2)地域連携武道等指導実践事業は、平成24年度から中学校で必修となります武道、ダンスの担当教員の指導力向上等に、(3)子どもの体力向上推進事業は、子供の体力向上を図るための体力向上優良校の表彰や、体力、運動能力調査統計処理及び体力向上推進委員会の開催等に要する経費でございます。

続きまして24ページの2社会体育振興費でございます。

(1)トップアスリート支援指導者育成事業は、指導者の資質を高め、各競技ごとの指導体制の確立を図るための講習会の開催に要する経費でございます。新規事業として取り組むものでございます。

(2)競技スポーツ振興事業は、本県の競技力維持向上を図るため、(3)国民体育大会は、国民体育大会への本県選手団の派遣等に、(4)九州地区国民体育大会は、九州ブロック大会への本県選手団の派遣等に、そして(5)火の国広域スポーツセンター事業は、総合型地域スポーツクラブの育成支援等に要する経費でございます。

最後に、体育施設費として10億3,053万8,000円をお願いしております。

体育施設管理費の(1)から(5)につきましては、それぞれの県営体育施設に係る指定管理料及び管理運営に要する経費でございます。

次の25ページ、2の県営体育施設整備費の主な事業といたしまして、(1)県営体育施設整備事業は、県営体育施設の計画的な改修や新たな機能追加等に、(2)熊本市市町村体育施設等予約システム運営事業は、体育施設等予約システムの円滑な運営等を図るために要する経費でございます。

以上、総額で17億7,775万9,000円をお願いしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○児玉施設課長 施設課でございます。資料

は、26ページでございます。

歳出予算の主な内容について、御説明申し上げます。

全日制高等学校管理費でございますが、県立高等学校の維持管理に要する経費としまして2億2,867万9,000円をお願いしております。

学校建設費でございますが、県立高等学校の施設整備などに要する経費としまして、25億9,752万6,000円をお願いしております。

このうち主な内容を申し上げますと、(2)の校舎新・増改築事業の11億1,452万3,000円は、済々黌高校管理棟改築事業、熊本商業高校校舎等改築事業、翔陽高校教室棟改築事業、球磨工業高校管理棟改築事業に要する経費でございます。

次に、27ページをお願いします。

(4)の県立高等学校施設整備事業の10億4,545万7,000円は、県立高等学校校舎などの改修に要する経費でございます。

(5)の耐震改修事業の3億3,762万2,000円は、県立高等学校施設の耐震改修工事に要する経費でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、県立盲・聾養護学校の施設整備、維持管理に要する経費としまして、5億7,545万4,000円をお願いしております。

以上、総額は34億546万1,000円でございます。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明申し上げます。資料の28ページをお願いします。

熊本商業高校校舎改築事業、翔陽高校教室棟改築事業、球磨工業高校管理棟改築事業、水俣高校管理教室棟改築事業につきましては、平成22年、23年度の2カ年で執行を予定しております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で、執行部の説明が終了しましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 まず、教育委員会の方に、数件質問いたします。

義務教育課、学校人事課それから文化課及び施設課の方に質問します。

まず、義務教育課ですけれども、説明資料の11ページ、2の(4)基礎学力向上システム推進事業ということで、システムづくりのための研究ということですが、このシステムづくりというのは、システムが目に見える形でできるのか。もし、できるとしたら、いつまでにつくられるのか、この件を1件質問いたします。

次、学校人事課、説明書の15ページから16ページ。教職員の給与費ですが、ほとんどこの人件費で予算を組んでおりますけれども、小学校の教職員はマイナス4億4,800万ほど、それから高等学校の方はマイナス11億余りですか、それから中学校の方は2,600万ほどふえておりますけれども、それと16ページの特別支援学校費が1億1,000円ほど減額になっております。

これは、去年の分と比較してみたら、小学校で教職員が4人減っております。4人減って、4億幾ら減額になっている。高等学校は20人減って、11億ほど減額になっている。中学校は2人ふえて、2,600万ふえておる。これは大体、人数の増加と減ということで、傾向としては大体わかるんですけれども、特別支援学校の方は去年から比べて21人ふえておりますが、ふえておるけれども給与費は1億余り減っておるとい、この付近のいきさつがちょっとわからないので、もうちょっとわかりやすく説明してほしいと思います。

次に文化課の方は、21ページです。文化財保存管理費ですけれども、(1)の世界文化遺

産登録費が2,900万、去年は2,500万ほどあったと思うんですけれども、この登録推進に要する経費というのは、これはずっと毎年毎年同じことに使われているのか、あるいは新たに使われておるのが1点と、(7)の鞠智城関係経費、これは毎年毎年1億近く経費が組まれておりますけれども、この鞠智城関係の整備関係に、これまで合計幾ら経費が使われたのか。あと今後、何年ぐらい、約1億ずつぎ込んでいかれるのか、この付近をもう少し詳細に説明をお願いいたします。

それから最後に26ページ、施設のところで予算の各査定の状況を私は見ておったんですけれども、その中で太陽光発電整備事業というのが1億7,500万出てくるんですけれども、これはこの施設のところのどこに入るのかがちょっとわかりませんので、説明をお願いします。以上です。

○木村義務教育課長 基礎学力向上システム推進事業でございますけれども、これにつきましては、いわゆる文科省の調査によりまして、親の年収等の格差から学力の格差が出るということでございます、それにつきまして本県では小学校の低学年の段階にその格差を解消しようということで、来年度、各管内にまず1校指定校をつくります。その中で、学校はもちろんでございますけれども、地域のボランティア、つまり保護者の方とか地域住民あるいは退職の先生方、こういう方々を利用しまして、例えば放課後あるいは休業中、そのときに基礎学力を付けていこうという、地域の方々を使った学習支援活動のあり方というものをひとつ研究していく。

もう一つは、その地域ボランティアが学習支援を行うときに教材の作成とか開発、そういう研究をこの指定校にさせていただきまして、そのノウハウを他の県内の各学校に周知していこうというシステムでございます。

○由解学校人事課長 学校人事課でございますけれども、ただいまの吉田委員の御指摘は、昨年度の委員会資料に記載いたしました職員数また給与数、給与費、それと本年度の職員数、給与費を比較した場合に、その人数の増減と給与費の増減が整合しないとの御指摘があったかと思えます。

資料に記載の職員数でございますけれども、この職員数につきましては翌年度の5月1日現在を見込んだところでの職員数を記載しておるところでございます。この職員数をもとに給与費を積算いたしますと、実際の学級数の変動によります職員数の増減、あるいは産休とか病気休暇補充等によります年度途中での臨時採用職員の増減等が反映されないということで、実際の給与費と乖離が生ずることになります。したがって、給与費につきましては、ここに記載の職員数をもとにした積算ではなくて、毎年、前年度の給与費実績額をもとにした積算で計上しておるところでございます。

以上のことから、資料記載の職員数の増減と給与の増減は必ずしも連動していないという結果になっているところでございます。

なお、今年度は給与費が減額している分につきましては、期末勤勉手当の支給率見直しでございます。また、中学校で一部負担増があっておりますものは、社会保険料等の職員共済費が負担率が増加したことに伴います増という結果になっているところでございます。以上でございます。

○米岡文化課長 文化課でございます。

21ページの4の(1)世界遺産の御質問でございますけれども、今後もちろん、案件は3件でございますが、その案件は変わらないわけですが、それぞれが例えば調査団とかあるいは協議会とか、そういった専門の方々との協議をしていく必要がございますので、そういったものに係る経費というのが全然違ってま

いります。ふえていくとかということじゃなくて、でこぼこがあるというようなことであろうと思っております。

それから(7)の鞠智城関係でございますけれども、国費も含めまして今まで約38億かかっているのではないかというふうに思っています。今後まだ調査すべき箇所もございますので、また特別遺跡ということもございまして、その分まだ調査等は続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○児玉施設課長 施設課でございます。

22年度の太陽光発電設備事業の予算はどうなっているかということでございますけれども、説明資料の27ページの(4)の県立高等学校施設整備事業の中に、熊本農業高校1校分でございます。2,466万1,000円を計上しております。

また下段の特別支援学校費の(2)の特別支援学校施設整備事業の中に、松橋西養護学校ほか3校、計4校で、事業費1億5,078万4,000円で、当初予算には合計5校分1億7,544万5,000円を計上しております。以上でございます。

○吉田忠道委員 義務教育と文化課に、ちょっともう1回。システムづくりなんですけれども、これは私がさっき質問したのは、結果として具体的に形が見えるようなシステムができるのかというのが質問ですけれども。

○木村義務教育課長 済みません。各学校に移行しまして、その中で地域のボランティアをどう活用するかというシステムづくりを一応つくりたいと思っております。

例えば、どのような人間を地域におきまして、まず使うかということ。各地域によりまして保護者の方、地域住民、退職教員、それをどのように……まず見つけまして、それを

採用しまして、そしてその中でどのような形で、例えば授業の中、あるいは放課後、あるいは長期休業中にどのように使うかという、各システムは一応つくりたいと思っております。

○吉田忠道委員 質問のやりとりがわかりやすいから再質問しますけれども、この1年間やって、だから今モデル校をつくりますけれども、今やろうとされておることはわかるんですけども、それが結果として1年後なら1年後に、こういう格差解消のためのシステムはこんなものだというのは、何かできるわけですね。

○木村義務教育課長 各学校に一応つくっていただくことになります。そして、そのノウハウを県下全域に知らせていくということになります。

○吉田忠道委員 今の件は、いいです。

次の文化課の方ですけれども、世界遺産の分は何かでこぼこがあるということだったけれども、毎年毎年やることは違うんですか。これから見ると、私は世界遺産登録に対しての取り組みが2,900万ぐらいで非常に少ないような気がするんですけれども、もっと何かやることあるんじゃないかと思ったものですから、ちょっと質問したんですけれども。

○米岡文化課長 文化課でございます。

案件によって違いますけれども、具体的に申し上げますと、阿蘇の世界遺産につきましては今から文化的景観等をとっていく必要がございますので、またほかの文化財も国指定に向けて取り組んでいく必要がありますので、今から先はふえていく傾向にあるというふうに思っております。

それから長崎県が中心になってやっております天草の世界遺産につきましては、今のと

ころ長崎県のコンセプトに対して文化庁の方から、もうちょっと考えたらというようなことがあっていまして、今ちょっと滞っておるというような状況でございます。

それから九州の近代化遺産につきましては、荒尾とそれから西港が熊本県に含まれておりますけれども、一番進んでおりまして、先ほど申しましたように海外からの先生方を招いて協議会を今からどんどん進めていくということで、これはふえていくことになるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○吉田忠道委員 次の鞠智城関連ですけれども、これまで38億ほど使った。これからまだ暫くは1億ほどの感じになるのかわかりませんが、ここ数年の予算を見てみると1億程度が組まれておるわけですが、これは国定公園になるまでやるという意味ですか、それとも何年ごろまでやるというのは、もう少し具体的にわかるんですか。

○米岡文化課長 県会議員の先生方のお力も得まして、議会としても要望書等を文化庁の方に提出していただきました。それで、特別遺跡指定というのはぜひやりたいなというふうに思っております。ただ、発掘調査がいつまで続くかということになりますと、申しわけありませんが、いつまでということがちょっと言えない状況でございます。

ただ、現状から見まして、今しばらくは発掘調査を進めていかなければならないというふうには思っております。

○吉田忠道委員 発掘調査だけではないわけでしょう、公園の整備はずっと続いておるわけでしょう。だから、それが具体的にあと何年ぐらい続くのかというのを……。

○米岡文化課長 文化課でございます。

額的には、発掘調査が主でございます。それから公園整備と園路整備、そういうったものも含まれております。

公園整備、園路整備については今少しは期間がかかるかとは思いますが、額的にはそんな多くはないのかなというふうに思っております。

○松田三郎委員 高校教育課にお尋ねします。資料は、5ページの2の(3)です。

冒頭の教育長の御説明の中にも出てきておったと思いますが、この新規での農業が輝き、人が煌く夢づくり事業の中身はわかりました。

非常にいい事業というか取り組みだと思えますが、その前の段階あるいは後の段階の位置づけになるかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいのは、ここ数年、農業高校はもちろんでございますが、この実業高校ももしかしたらそうかもしれません。たまに聞く話が、農業高校に、例えば地元の認定農業者の子供、子供さんが受けられる。たまたま私が聞いた話では、5人受けられて、5人とも不合格だった。もちろん農業をする人以外は受けるなというつもりはございませんけれども、近くにある農業高校に、恐らく認定農業者の子供さんですから、ほぼ間違いなくいずれは後継者として就農するつもり、そういう気持ち強い人だと思えますが、成績がうんと足らんならしょうがないところもあるかもしれませんが、そういった方が農業高校を受験したい、そこで学びたいという人が、数字はちょっとわかりませんが、合格できない。その後どういった進路をとられたかはわかりませんが、もしそういうケースが結構あるのならば、例えば可能であるなら何らかの受験時の優遇措置といいますか、極端に一般の方と差をつけるというのも不公平かもしれませんが、場合によっては、例えば土木でいう総合評価じゃありませんけれど

も、私は地元に残って地元で農業をやりたいんだという意志の強い方は、何らかの点数的に反映できるような優遇措置というものが、現在は私の知る限りはないと思いますけれども、今後そういうことを考えられればどうかという提案ですけれども、いかがでしょうかというのが1つです。

もう一つは、その卒業なさった後もちろん一般の企業に勤められる方もいらっしゃるでしょうし、農業関係の団体あるいは地元で就農なされる方あるいは農業系の大学、上の方に進まれる方、そういった追跡調査といいますか検証といいますか進路、そういうものは何かデータがあるのかどうか、この2点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、第1点目の件でございますけれども、委員御承知のとおり高校入試といいますか、学力検査、国語、数学、英語といった学力検査とか、あるいは中学校から送られてくる調査書とか、あるいはその学校がこういう生徒さんをとりたいというようなことで、例えば中学校の方に示すとか、それに応じて、その学校によっていろんな合格の基準を決めていると思います。それによって合否を決定しているということです。

当然、将来は農業をやりたいということでの、その意思といいますか、その確認とか、あるいは今のところ正確にはわかりませんが、何らか書類は出したりしております。どの程度それを用いるかについては、その各学校のまた考え方とかありますので、具体的にはどのくらいということは言えませんが、ただ確かに研究する必要はあるかと思っておりますので、できるできないか別にしても、そういう点での研究は今後続けていく必要はあるだろうというふうに考えております。

それから第2点目の、卒業した後のデータですが……

○松田三郎委員 詳しいデータは要りません。そういうのが学校別にあるのかどうかというのを、ちょっと……

○森塚高校教育課長 それは、あると思いますが、申しわけございません、ちょっと今即には出せませんので、後ほど委員の方に御報告するというような形でよろしいでしょうか。

○松田三郎委員 はい。第1点目ですけれども、簡単に言うと各学校のあるいは学校長の裁量で、この部分はこういうウェイト、割合をとることができるということですか。

○森塚高校教育課長 まず、大枠につきましては県の方で実施要項というのを決めておりますので、それに従ってやっていただくということでございます。

そして、その他のところで、運用のところでどんなふうにするかということについては、各学校でお決めいただいているというところでございます。

○松田三郎委員 検討していただくということですので、検討結果が出たら当然知らせていただくと思いますけれども、まず校長先生も、それはこうしたいけれども、枠が決まっているからという、いろいろ保守的なお考えの方も多いかもかもしれませんので、教育委員会としたら、そういう人はどんどんとっていいんですよ、全くフリーで校長に裁量権を与えますというぐらいのメッセージを強く出していただかんと、なかなか校長先生も教育委員会を見ながら、ここまでしてよかろうかというのがあるならば、現場に各地域のあるいは各学校の特色を出すという意味でも必要だと

思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと、要望しておきます。以上です。

○氷室雄一郎委員 警察関係で2点。4ページの生活安全運営費の中の6番の安全で安心なまちづくり事業費、これは昨年度よりも増額になっていますか。その点が1点。

もう一つは6ページでございますが、これはよくわからんのですが、そこも若干説明をお願いしたい。

10の自動車保管場所調査費、調査にこれだけのお金がかかるものですか、ちょっと内容がよくわからん。警察関係は、これが1つ。

あと教育関係でもう1点質問しますけれども、最初にこの警察関係を……。

○藤本生活安全課長 まず、1点目の質問でございますけれども、安全・安心まちづくり推進事業費で650万ほどしておりますけれども、詳細はちょっと記憶していませんが、前年度同額というふうに……。

○氷室雄一郎委員 では、次の6ページの……

○川述交通規制課長 交通規制課です。

6ページの5の自動車保管場所の調査費でございますが、これは自動車を購入した場合に車庫証明の申請をやります。それを受けまして、実際に車庫があるかどうかの現地調査をやります。その結果に基づいて標章ですね、車の後ろの方に「どどこ警察署長」という丸いステッカーが張ってありますけれども、これの保管場所の調査それから標章の交付事務に伴います、いろんな機器がございますが、そういう経費を計上してございます。

○氷室雄一郎委員 では教育委員会関係でございますけれども、5ページの高校教育課でございますけれども、非常に長い間かかりま

して高校再編整備のスタートがなされたわけでございますけれども、この支援策につきまして上天草高校、新しい矢部高校の支援策が、こういう場で条例案が出されているわけでございますけれども、聞くところによりますと定員も割れておりまして、期待したような入学者が見込まれなかったということだと思いますけれども、これだけすったもんだしてやっとスタートしたときに、余り思わしくないような状況が生まれている。例えば、こういう場合に、こういう支援策をやりますというのは、どこかで説明をなさらんといかぬわけでございますけれども、2月議会の最後までに最終的な決着には、議会の決議が必要でございますから、例えば前年度の7月なり8月にいろんな説明会をなさる場合には、どのような説明をされたのか。住民に対する、また中学生に対する説明がやりにくかったし、またそういう面が今回の結果にあらわれているような気もするんですけれども、これは手段上はこういうことしかできなかったのかということをお尋ねしたいと思うんですね。本来なら担当者なり、また各中学校の先生方に説明する場合、こういう支援策がありますよと、具体的なものとしてはなかなか言えないかもしれませんが、ある程度の説明はきちとなさったのか。また、なされることが可能だったのかということをお尋ねしたいわけです。

○後藤高校整備政策監 新校の3校の状況でございますけれども、定員割れは学校の特徴として、その学校がありませんと学校に行けないという状況がありますので、余分に1クラス程度、定員を確保してあります。そのために定員割れがあっているということでございまして、阿蘇中央につきましては昨年の阿蘇と阿蘇清峰より11名ふえておりますし、矢部につきましても昨年の矢部と蘇陽高校よりも10名ふえております。それから天草につい

ては14名減っておりますけれども、上天草に中学校の方から来る割合は少しふえたということで、一定の評価はなされているのかなと思っております。

それから今お尋ねの修学支援策につきましては、学校の設立がまず秋以降になったということで遅れておりまして、実際の学校の説明につきましては財政当局、知事部局と相談いたしまして、7、8月の学校の最初の説明会において1万以内程度でおさめるようにしたいということで御説明しまして、年末の3者面談、12月にも以内ということで、各自、学校それから保護者等の説明を行ってきて、入学までにはそういうお問い合わせはある程度解決してきたというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 その「入学までには」というのはわかるんですけれども、そういう説明会なんかは、本当に早い時期から行われておりますし、そういう段階においてある程度のきちとした御説明なりをいただいたのかなという疑問がありましたので、お尋ねをいたしました。非常に難しい問題だと思いますけれども、やはり、あれだけ激しい論議があってスタートしたわけでございますし、支援策だけ遅れまして議会の最終的な議決を待たなければわかりませんという、私も非常に矛盾を感じている点でございますけれども、その辺の影響等は余りなかったというお答えでございますけれども、それならばもう心配をしておりませんが、これからまた次の段階に移りますので、その辺につきましてはしっかり、可能な限りの対応をとっていただきたい。それだけ非常に大きな問題が残ったままスタートしているわけでございますので、しっかりお願いしておきたいと思っております。以上でございます。

○西聖一委員 教育委員会に、3点お尋ねし

ます。

1点目は5ページの高校教育課の育英資金の未収金の回収強化事業と、19ページの人権同和教育課の奨学金未収金特別対策事業ということで、似たような事業が何でここに並んでいるのかなというのをお聞きしたいのが1点と、それから高校教育課の7ページの教育振興費、定時制に関連するところの予算が半減しているので、ちょっと大きいのでどういう理由があるのかなという件と、それともう1点は、予算には反映されていないんですけども、高校教育がこれから無償化する中で、保護者が納めるお金としてもう1つ校納金というのがあるんですね。校納金がどうもふえるような話がどんどん入ってきておまして、結局、保護者の負担が減った分を校納金に転嫁するような動きがあるのではないかなという懸念があります。校納金は何に使っているかという、学校によっていろいろ違いますけれども、教育の備品とか簡単な補修工事とか、そういうものに使えるようなものに校納金が充てられるようであれば、本来、教育委員会の施設整備の中できちっと予算化しなければならないのを保護者に転嫁することがないように要望したいので、もしことし1年でそういう動きがあれば、私学、公立を問わず、校納金の推移をしっかりと押さえていただきたいなと思います。

○小早川宗弘委員長 答弁は求めますか。

○西聖一委員 考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○森塚高校教育課長 まず第1点目の育英資金の未収金回収強化事業ということですが、これは御指摘のように特に人権同和教育課との連携ということで組んではおりません。別々の人材をお願いしまして回収に当たっているというところでございます。

○西聖一委員 できれば一本化の方がいいんじゃないかなと思うんですが、相手が対象が違うということですか。

○森塚高校教育課長 対象につきましては具体的にちょっとわかりませんが、違う部分もあるかと思えます。

○西聖一委員 同じ支出ですから……

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

人権同和教育課が行っております奨学金でございますけれども、これは地域改善対策で行う奨学金でございます、今は貸し付けは行っておりません。それで今は返還事務だけが残っているところでございます。ですから、高校教育課が行っているものとは対象が違うということでございます。

○西聖一委員 はい、わかりました。

そのあとの定時制の部分。

○森塚高校教育課長 定時制については、今から確認しますのでちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

それからもう一つの校納金につきましては、委員御指摘の、例えば施設費であるとか教材費であるとか、あるいは課外授業を受けるとか、そういったもので、いわゆる施設設備等にされるということはほとんどないかと思えます。

○西聖一委員 できれば、これから校納金が増えることのないように指導、指導じゃないけど、ちょっと推移を見ていただきたいと思えます。

○倉重剛委員 それでは、警察本部に2、3

お聞きしたいんですけども、さっき本部長のあいさつの中にありました、まず女性も安心して歩ける繁華街づくりに向けた安心・安全な政令都市の実現事業と、これは具体的にどういう内容の事業でしょうか。

○茂木警務部長 予算関係でございますので、私の方から御説明申し上げます。

これは政令指定都市移行ということが1つございますので、まず私どもの体制整備という観点から先進県を視察する経費等も入ってございますが、より実質的に多いのは、まさに繁華街の安全を確保するための諸対策を行おうという経費を盛り込んでございます。

内訳でございますけれども、繁華街をさらに安全にするためには法的措置を検討する、あるいは私ども警察官はもっとパトロールを強化する、こういったものが主たるものになるわけでございますが、ここは、やろうと決めましたら既存の予算でできるものでございます。事業費は、特に必要なわけではございません。ただ、そういったものも政策の枠中に入っておるんですが、もう一つやはり地元の商店街等の皆様方の御協力を得なければいけません。この3つが回らないと繁華街というのは、より健全にならないだろうと考えたわけでございます。その3つ目の柱でございます地元の、特に商店街の皆様方と連絡を密にする、あるいは育成するというので、定期的な協議会の開催及びさまざまな資材、防犯グッズ等の配付、こういったものを行いたいということで、そういった所要の経費も盛り込ませていただいているところでございます。3本柱で進んでいくということでございます。

○倉重剛委員 恐らく対象が熊本市ですから、新天街それから下通、上通ということですね。

今たまたま答弁がありましたように、商店

街を巻き込まないと、確かに自主的にいろいろやっております、しかし悩みがたくさんあるわけですよ。駐輪の問題だとかそれから若者の非常に乱雑な行動だとか、いろんな問題がありますけれども、あの商店街は非常に悩んでいますね。とって、逆にそういう人がたむろすることによって商店街が潤ってないんですね。だから、これは1つの大きな長いテーマだったんですけども、ぜひ政令都市実現のための、こういう事業をやっていただくということは、率先してリーダーシップを警察当局はやっていただくと非常にありがたいし、特に地元警察の北署あたりが従来からいろんな御協力をいただいております。どうか、連絡協議会もできておりますので、より以上に推進していただいて、やっぱり現在の状況を夜見させていただくとわかりますけれども、僕は最近余り外に出ないんですけども、しかし状況的には良とはいえないと思いますね。したがって、パトロールあたりもかなり強化していただくということになっておりますけれども、どういうパトロールをやっているのかということ、ちょっと質問したいんです。

○川崎生活安全部長 生安部長です。

まず、どういうパトロールをやっているのかということですが、北署では毎週金曜日、午後11時から翌朝の3時まで、先ほどおっしゃいました下通、新市街等を中心とした警ら活動——回って、例えばたむろしている少年を注意したり、あるいはこの前から客引きの関係のお話がありました。こちら辺の取り締まりも含めまして対策をとっているという状況でございます。特に繁華街は北署管内がほとんどでございますので、北署だけではなくて、北署以外の署から生活安全課の関係の署員を北署に派遣しまして、合同で取り締まりをやるということで実施いたしております。

○倉重剛委員 はい、ありがとうございます。

ちょっと内容は横にそれますけれども、我々が子供のころ、街でよく、いわゆる我々は「巡查さん」と言っていたんですけども、よく見かけた。最近は見かけないですね。忙しいんだろうと思うんですけども、それは巡回的なパトロールだったと思いますけれども、そうすると我々も悪ごころですからね、悪いことをすれば、やっぱり先生が来たり、巡查さんが来たら逃げておったですよ、正直言って。そういうパトロールが目映っていたんですけども、今、金曜日の11時から3時までやっていたら。私は善良な市民なものですから、そのころはもう寝ておりますね。だから拝見したことはないんですけども、非常に御苦労だと思いますけれども、ただ、ここに限らず一般の地域、特に私が住んでいる白川校区は文教地帯でありますけれども、盗難事故だとかかっぱらいが非常に多いところだそうで非常に残念に思っているんですけども、そういうのに、やっぱり巡回していただいていると大変ありがたいし防止策になりますので、それも含めてひとつお願いしておきたいというふうに思います。

次に、これは新幹線及び高速交通対策特別委員会でもいろいろお願いしてきたし、駅前に新幹線導入とともに交番をつくっていただくということで、いろいろ議論されてきました。特に小杉委員あたりは非常に一生懸命やっていたんですけども、ようやく実現しようとしております。それについて、例えば、あそこに交番をつくるのに総額どのくらい要するのか。同時に、どういう人事配置をしていただくのか。それから、国際化社会ですから、例えば東南アジア系あたりの言葉あたり、中国だとか韓国だとか、そういうことへの対応はどういうふうにやられようとしているのか。新幹線を目の前にしての設置です

から多目的な要件が重なると思うんですけども、そういうことで、この駅前の交番設置について具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○北里交通部長 お答え申し上げます。

まず、総額でございますけれども、計6,270万ほどの経費がかかるようでございます。工事費が5,000万円ほど、また設計委託等々でその他の経費がかかるということで見積もっておるところでございます。

警察自体は、2カ年ということで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。設計委託をいたしまして、実際の工事を2年にまたがって行うという形で進める予定でございます。

それから、その中で、やはり駅前ということは県の顔でございますので、やはり1つはデザイン、これはさまざまな関係者からも要請を受けておりますけれども、いわゆる熊本駅全体のデザインにもマッチするようなデザインにしていくということが1つございます。

機能面でいきますと、まず私どもの交番としての機能が十分できるように、執務室あるいは取り調べ室、さらには職員の仮眠室、駐車場、こういったものを十分充実させたいということで考えておるところでございます。

配置する要員等々につきましては、現行の駅前交番をベースにするわけでございますけれども、やはり駅前でございますので、私どもは成し得ればというところを考えておるんですが、外国語ができる者、例えば女性の警察官などを常時配置できるように、これは人事側面になるわけでございますけれども、そういった者を交番要員に配置できるようにいたしますれば、例えば道案内なども非常に効率的にできる、あるいはやさしい対応ができるということもあるわけでございます。そういった面では、これから人事配置という観点

には十分意を尽くしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○倉重剛委員 ありがとうございます。

デザインの問題が出ましたね、要望ですけれども、やっぱり威厳のある建物にしてもらいたい。というのは、北署をつくられたとき、びっくりしたんですよ、アートポリスで。どうぞ犯罪者はいらっしやいという、迎え側に立ったような建物なんです。私は近所にいるから、いつもそれを皮肉って言うんですけども、犯罪とか何とかそういうのはやっぱり抑制しなければいけないのに、建物が「いらっしやい、いらっしやい」と呼んでいるわけですね。これでは困ると思うので、どうか余り華美・華麗でなくてもいいんですけども、警察だという1つの威厳が保てるような、そして犯罪防止に役立つような、そういうデザインをぜひ考えてください。これは、お願いしておきます。正直言って顔ですから。

次に、もう一つ。これは内容がわからないので教えてもらいたいたいんですけども、防犯ボランティアの育成支援事業、この内容について、具体的にどんなことをやるのか、ちょっと教えていただけますか。

○茂木警務部長 これは、これまでも取り組んでいるものでございますけれども、防犯ボランティアは県内ますます増加していただいております。そういった方々の活動に少しでも資するという観点から、いわゆる防犯グッズ等々の物的な支援を行うというものでございます。以上でございます。

その関係で1点、言わせていただきます。先ほど氷室先生から御質問がございまして、この安全・安心なまちづくり事業費につきまして、異同があるのかないのかという御指摘がございました。この安全・安心なまちづくり事業費の内訳の1つが、まさにこの防犯ボ

ランティアの物品の供与でございまして、今、倉重先生からお尋ねがあったものでございます。これは昨年度と今年度と異同はございません。他方で、この安全・安心なまちづくり事業費のもう一つの柱がございまして、いわゆる警察安全相談員の方々の人件費をここに盛り込んでいるわけでございます。これにつきましては、昨年と今年を比較いたしますと、今年は11万円ほど減になっているという事実がございまして、先ほどの答弁を訂正させていただきたいというふうに思っているところでございます。

この11万円の差でございますけれども、いわゆるその人件費に係ります一般共済費の掛け率が変わったという観点から、機械的な減というものでございます。

○倉重剛委員 最後に、高齢ドライバーサポート事業という、この内容を教えていただきたいんですけども。

○緒方交通企画課長 交通企画課長の緒方でございます。

高齢ドライバーサポート事業につきまして、御説明申し上げます。

現在の高齢者事故を分析してみますと、約2,000件の交通事故が発生しております。全事故の約15%でございます。

中身を見てみますと、やはり高齢者の判断力の低下であるとか運転能力の低下というのに起因する事故というのが、かなりの部分を占めているというのが現状でございます。これを防止するためには、やはり高齢ドライバー自身に能力低下を認識してもらおうということが大事ということで、70歳以上のドライバーにつきましては現在、高齢者講習というのをやっております。これは指定自動車教習所で実際に実車で指導をしております。それから75歳以上のドライバーの方につきましては、昨年からは講習予備検査、いわゆる認知症

検査というのをやって、同じく実車指導をやっております。そして65歳から69歳までの方が全然何もないというのが現状でございます。これは任意でございますけれども、これを認知力であるとか判断力であるとか動作であるとかを測る機械ということで、これを2種類ほど購入しまして、免許センターに配置しまして、更新に訪れる方に再検査をしていただくというような事業でございます。

○倉重剛委員 なぜ質問したかという、対象者なものですからね。実は、ちょっと言葉は悪いかわからないけれども、昔は非常に対応はよくなかったですよ。今は非常に親切です。もう私は1回受けたから、よく知っているんですよ。ただ、高齢者だけを特別扱いする、適正検査をすることによって、本人の持っている能力の低下を、よく本人が自覚しなければいかんと。僕自身は全然思っていないんですね。私よりドライバーが飛ぶ人はいないですよ、私が一番だ。だからゴルフにおいては僕が1番だと思っているんですけども、飛び方も一番飛ぶだろうと思っているんですけども、運転能力は私は最高だと思っているんですけども、高齢者という立場で見られると、実を言うと非常に抵抗を感じるんですね。しかし法令的な問題ですからいたし方ない。しかし、以前に比べると非常に親切で、雰囲気も、新しく免許センターになりましたので、非常に雰囲気的にもいいし、この点は感謝しております。

ただ、今申し上げたように、余りにも「おまえ高齢者だから、こうだ」というような、そういう感覚を植えつけられると非常に抵抗を感じるものですから、ぜひそこら辺を対応の中にぜひひとつ、優しく、そして厳しく指導していただきますようお願いいたします。内容について文句を言っているんじゃないんですよ。これは逆に感謝しているんですけども。そういうことで、ぜひ事故がないよう

に、2,000件もそういうことが発生しておるといことは、私たちも大分考えないかなかなということ。

ですから、この前スピード違反で捕まったんですよ。あれは、僕は今までゴールドを持っていて自負していたんですよ。北バイパスですね。あそこに警察署があるとは知らなかったんですよ。みんながばんばん行っているし、あそこは直線で非常に飛ばしやすいところですね。別に飛ばしたいから飛ばしたんじゃないんですけども、いつの間にか気持ちよく飛ばしておったということで、捕まってしまって1万5,000円払いましたけれどもね。以上です。

○小早川宗弘委員長 西委員の質問に対する森塚課長の答えがわかったようです。はい、答えてください。

○森塚高校教育課長 失礼しました。高校教育課でございます。

西委員から先ほど御質問がございました定・通制の予算の件で減額なされているということで、これは資料でいいますと7ページの比較のところのマイナス7,738万という、この数字でしょうか。わかりました。

この数字につきましては、定・通制とは関係ございません。これは資料の5番目の教育振興費の5の産業教育設備費というところがございまして、この関係でございます。これは11月の補正で、経済対策で既に2億円分の整備を図っていくということでございます。その関係で定・通制費につきましては前年度とほぼ変わりはありません。

○西聖一委員 ありがとうございます。定時制に配慮いただければ結構です。

○吉田忠道委員 警察の方に、ちょっとお聞きいたします。

資料の2ページ、警察施設整備費がありませんけれども、これは(6)で大津警察署の仮庁舎というのがありますけれども、この仮庁舎は当然、大津管内の人口増加が原因の一つかと思いますが、仮庁舎の耐用年数というのは、どのくらい考えられておるのか。この後、大津警察の新庁舎建設の計画があるのか、この件をお聞きします。

○茂木警務部長 お答え申し上げます。

まず、仮庁舎でございますが、大津警察署の執務スペースの不足を補うために、今、大津警察署の前にプレハブを建ててございます。これの賃料でございます。プレハブでございますので耐用年数ということではなくて、毎年借りて使っているということでございまして、来年度も引き続きそのプレハブをそのまま使うというものでございます。

○吉田忠道委員 賃料ということですね。これは毎年毎年更新していかなければいかんけれども、では今のプレハブはどのくらいまで使う予定ですか。

○茂木警務部長 お答え申し上げます。

それは最終的には大津警察署の署員数というものが、どのくらいに推移するかということになってくると思うわけでございますが、現行の犯罪また交通事故の発生状況を踏まえれば、現行の設備またそれ以上のものが必要でございますので、どうしても手狭というのは今後も現存して対応する上では残ってくるだろうと考えておりますので、見通しは将来におきまして、この施設については一応使っていくということで考えているところでございます。

○吉田忠道委員 大津署管内は、西原村にしても大津町、菊陽町、合志すべての人口が増加しておりますので、これは早急に大津警察

署の対応については、ちょっと検討していただきたいと思っております。

○茂木警務部長 大津警察署の施設となりますと、署の庁舎ということが念頭に上がっているわけでございますが、ただ以前もたしかこの場で御答弁申し上げたと思うんでございますけれども、どうしても私ども今、耐震強度等々の関係で、今回の予算でも盛り込ませていただいております熊本東警察署と複合施設の建設には、22年度が実施設計さらには建設まであと3年かかるということでございまして、その間はどうしても財政的にそちらにかかわらざるを得ない、全力を東署等複合施設に傾注せざるを得ない状況でございますし、またそのために建設等を待っていただいている警察署もほかにもございますものから、当面は東署に全力を注ぎつつ、その後1歩ずつ庁舎の改善というものは考えてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、議案第46号、第51号、第55号、第80号から第84号及び第87号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第46号、第51号、第55号、第80号から第84号及び第87号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号外8件については、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。

それでは、もうお昼の時間でありまして、議運の方からも12時から1時までには極力休憩をとってこれという話もありましたので、ここで1時まで休憩をとりたいと思いませんけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

とります。

1時から再開いたします。よろしくお願ひします。

午前11時55分休憩

午後1時1分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまから、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第38号について、執行部から状況の説明をお願いします。小野社会教育課長。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。

請願第38号について、御説明を申し上げます。

この請願は、国立阿蘇青少年交流の家が従来どおり国立の青少年教育施設として存続できるよう、国への意見書の提出を請願するというものでございます。

内容としましては、先般行われました国の事業仕分けにおきまして、国立の青少年教育施設については地方への移管あるいは民間移管という判断が示されたところであります。国立阿蘇青少年交流の家は昭和39年に開所以来、長らく地元と連携しながら、熊本県のみならず九州の青少年教育機関として重要な役割を果たしてきております。県内外から多くの利用者が訪れており、地域の活性化にも大きく貢献しているというふうに聞いておりま

す。県としましても、学校の外での自然体験活動というのは、ますます重要になってきているところと考えており、県、阿蘇市を初めとする地元自治体、関係団体と阿蘇青少年交流の家で引き続き連携・協力をしまして、国立施設としての青少年教育の拠点の施設として、今後も国の政策課題や青少年教育の重要な課題に応じた先導的・モデル的な事業を推進していかれることが期待できるというふうに考えております。以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○西聖一委員 同じような施設で、県は4施設あったですね。県は民間に委託したんですね。県は民間委託して、国は存続してくれるというのは、ちょっと相反する考えのような気がしますけれども、その点はどのように考えていますか。

○小野社会教育課長 県立の青少年教育施設につきましては、今、西先生からお話のありましたとおり本年度から指定管理者制度という形で、民間のNPOと株式会社で組んだ事業体に運営を任せているというところでございます。

ただ、県としましては、この指定管理者制度は民間事業者に丸ごと移管したというものではなくて、県として政策的にこういうことをしっかりやっていくということで、NPOと一緒にやっていくということですので、決して今までよりも重要でなくなったとか、そういったことはなく、しっかりやっていきたいと考えておるところでございます。

国立につきましても、まだ県にどういう形で移管するのかというのが、はっきり形が示されたわけではございませんので、まだ県としてできるできないとか、そういったことを申し上げられる状況ではないと思ひます

が、ただ、やはり国立として今までたくさん寄与してきていただいたことがありますので、その重要性というものは我々は非常に感じているところではございます。

○西聖一委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、請第38号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第38号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第38号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第38号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付させます。

（意見書案配付）

○小早川宗弘委員長 配付は、終わりましたか。では、事務局の方から読み上げてください。

○坂本書記 読み上げます。

「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設としての存続を求める意見書（案）

先般行われた事業仕分け作業におい

て、国立青少年教育施設の地方への移管あるいは民間移管という判断が示されたが、「国立阿蘇青少年交流の家」は、昭和39年の開所以来、半世紀近くの長きに亘って、地元との連携のもと、学校教育との融合や地域の青少年の健全育成、さらには生涯学習の振興など、熊本県だけでなく九州の青少年教育機関として重要な役割を果たしてきた。

昨今、学習指導要領の改訂に伴い学校外での自然体験活動の重要性が叫ばれる中、青少年教育の新たな課題に対応した事業の充実を図るとともに、県民の生涯学習のさらなる振興を推進し、熊本県や阿蘇市など地元自治体をはじめ関係団体との連携・協力のもと、青少年教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や青少年教育の重要な課題に応じた事業を展開する中で、今後も先導的・モデル的な事業を推進していく重要な役割が期待される。

よって、国におかれては「国立阿蘇青少年交流の家」を、従来どおり国立の青少年教育施設として存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○小早川宗弘委員長 この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。

この意見書を、委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も

継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

質疑については、執行部の説明を求めた後、一括して受けたいと思います。

まず、報告事項①県民を振り込め詐欺被害から守る条例の効果について、説明をお願いします。川崎生活安全部長。

○川崎生活安全部長 生活安全部長の川崎でございます。

県民を振り込め詐欺被害から守る条例の効果につきまして、着座のまま報告させていただきます。

県民を振り込め詐欺被害から守る条例は、昨年4月1日に施行されまして、間もなく1年を経過いたします。

条例の効果などにつきまして、お手元に配付の資料に基づきまして御報告いたします。

県下の昨年の振り込め詐欺被害は、資料の1の表をごらんいただきたいと思いますが、振り込め詐欺全体の認知件数が78件、被害金額が約1億1,000万円で、前年と比べまして認知件数で151件の減少、被害金額で約1億2,200万円の大幅な減少を見ておるところでございます。

条例施行前と条例施行後で被害状況を見てみますと、これにつきましては資料の2(2)の表をごらんいただきたいと思います。

条例施行前の平成20年4月から平成21年3月までの1年間では、認知件数が212件、被害総額が約2億5,050万円に及ぶ被害が発生していましたが、条例施行後の昨年4月から今年の2月末までの11カ月間での認知は47件で、昨年同期比で約78%の減、それから被害額につきましては約4,560万円ということで82%の減と、いずれも大幅に減少したとこ

ろでございます。

条例施行後まだ1年を経過しておりませんが、3月が残っておりますが、年間対比では正確な数字を出すことができませんけれども、月平均で約4件の発生、毎月前年比でマイナス13件という状況でございます、極めて効果があったと考えております。

取り組みと効果につきましては、資料の2をごらんいただきたいと思います。この条例は、県、県民、事業者の責務を明らかにしたほか、ATM利用時の留意事項、警察官等への通報、振り込め詐欺の被害防止に向けた各種施策への協力・支援等の努力義務を明示した理念条例でありまして、この条例施行に伴い、警察では毎月の被害防止に係る活動を重点としまして、振り込め詐欺予防プログラムを策定いたしまして活動を推進してまいりましたほか、事業者等に対する条例の説明会や、県民に対する条例周知を目的といたしました街頭キャンペーン等を実施してまいりました。

また、振り込め詐欺相談ホットラインの開設、受信専用メールアドレスの運用も開始いたしまして、昨年6月29日には、同条例に基づきます被害防止活動の中核となる組織として、振り込め詐欺の被害をなくす県民の会が設立されました。現在この県民の会は、自治体、高齢者団体、金融機関、コンビニ、携帯事業者と合計62団体で構成されております。県民の会では幹事会を開催し、活動計画の審議を初めといたしまして、官民一体となった関係機関、団体の共同による合同被害防止キャンペーン等の実施や犯罪抑止フォーラムの開催など、県民総ぐるみの被害防止活動を推進していただいております。

また行政関係では、県下全自治体の市町村長さんによります振り込め詐欺撲滅宣言を行っていただいておりますし、各自治体庁舎内に振り込め詐欺防犯コーナーを設置していただいて、取り組んでいただいております。

ございます。

事業所の関係では、金融機関の窓口やATMコーナーにおいて行員、職員の方々が被害者に声かけをしていただいたことによりまして、24件、約2,300万円の被害が阻止されたところでございます。また、金融機関等の職員さんからは、条例の根拠があるので、窓口やATMにおける声かけがしやすくなったといった声も聞かれる状況にあります。

さらに、条例の施行によりまして県民に対する広報啓発が活発化したことで、県民の被害防止意識が非常に高まりまして、昨年9月には荒尾警察署管内におきまして警察官をかたるおれおれ詐欺の犯人からの電話に対し、被害者が直ちに通報されて、署員がだまされたふり作戦を実施し、被害者方に現金を受け取りに来た被疑者を現行犯逮捕するといった事例も見受けられ、予防だけでなく検挙の面でも大きな効果があらわれております。

ちなみに、昨年の振り込め詐欺被疑者の検挙件数は84件でございまして、被害認知以上の検挙を見ておるところでございまして、一昨年に比べまして検挙が倍増しているという状況にございます。

以上のように、認知件数、被害金額の減少はもとより、金融機関などの声かけ活動の活発化、県民の振り込め詐欺に対する意識の向上による抵抗力の強化など、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の施行によりまして効果は極めて高いものであったと思われまます。

なお、振り込め詐欺の4罪種の中でも最も悪質と見られておりますおれおれ詐欺でございしますが、子を思う母親、孫を思う祖父母の感情を逆手にとりまして、老後の蓄えをこの被害に遇う、これについて警察は特に重点を絞って、高齢者が被害に遇わないようにということで1年間抑止対策をとってきたわけでございますが、このおれおれ詐欺につきましては、一昨年67件ありましたが、昨年4月施行以降は11件ということで、極めて減少した

と、被害者の高齢者の方々もおれおれ詐欺に注意をされた結果であろうということで、非常に効果があったと考えております。

しかしながら、振り込め詐欺につきましては、犯行の広域性、非面接性等の特徴から、一たん広報啓発活動など抑止の手を緩めますと、減少傾向にある被害が再び増加に転ずるおそれが高く、間断のない取り組みがこれからも必要であると認められます。

したがいまして、今後も県民を振り込め詐欺被害から守る条例のさらなる県民の皆さん方への浸透を初めといたしましたキャンペーン等の被害防止活動を官民一体となって今後も反復・継続して進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

以上で、条例の効果につきましての報告を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 次に、報告事項②熊本県教職員不祥事防止対策プロジェクトチームの報告書について、説明をお願いします。由解学校人事課長。

○由解学校人事課長 学校人事課でございませう。

お手元の「不祥事防止対策について」という1枚資料と、「教職員の不祥事根絶を目指して」という冊子をお手元にお配りしてございます。

まず、この1枚紙の方をごらんいただければと思います。このチームにつきましては、昨今の不祥事の続発を受けまして、昨年の11月に設置いたしております。検討状況でございますけれども、これまで3回の会議を開催いたしました。またプロジェクト会議のほかに精神科医また臨床心理士、犯罪心理学の専門家あるいは小中学校に勤務する現場の教諭からも個別に意見を伺いまして検討したところでございます。

報告書についてでございますけれども、報告書につきましては学校における研修等そのまま活用できるようにという観点から、全体的にコンパクトにまとめております。

報告書の構成でございますけれども、1の懲戒処分の状況、2不祥事が起こる背景、原因等ということで、6項目の柱立てにしておるところでございます。

特徴的な部分につきまして御説明申し上げます。まず、報告書の5ページをお開きいただければと思います。

5ページから10ページにかけて、不祥事が起こる背景・原因と防止対策をまとめてございます。5ページが不祥事全般、それから6ページがわいせつ行為、それから次々に飲酒運転、体罰、窃盗、そして10ページの情報管理ということで、不祥事の類型ごとに背景・原因と防止対策をまとめたところがございます。

11ページをお願いいたします。

11ページのチェックリストでございますけれども、教職員それぞれが自分の意識や行動をチェックいたしまして、自己分析するための例ということで作成したところがございます。

それから12ページ、13ページでございます。このページに懲戒免職処分を受けました本人のコメント要旨につきまして、本人の生の声をそのまま、またあるいは一部修正した形で載せております。生々しいものではございますけれども、少しでも一人一人の心に残ってほしいとの思いで、あえてそのまま掲載したところがございます。

それから15ページからの事例研修テキストでございますけれども、不祥事の類型ごとに実際に本県で起きました事例を学校現場等で研修用資料として使っていただくということで作成しているところがございます。

なお、本報告書につきましては、早速きょうから学校長等に配布いたしまして、印刷ま

た電子媒体によりまして職員一人一人に配布いたしまして、一人一人が不祥事は絶対起こさないという意識づけをさらに徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上、報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 次に、報告事項③熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)について、説明をお願いします。松永教育政策課長。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

今般、県議会に上程してあります熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)は少子化対策課の所管であり、厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する施策も幅広く盛り込まれておりますので、その概要を報告させていただきます。

A3版の、広めの資料でございます。資料の1ページをごらんください。

まず、計画策定の趣旨でございます。平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、県では平成17年3月に熊本県次世代育成支援行動計画(前期計画)を策定いたしました。この前期計画の計画期間がことし3月で終了するため、今回、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする後期計画を策定するものです。

後期計画の位置づけ、策定体制、策定経過については、資料に掲載しているとおりでございます。

2ページをお願いいたします。計画案の概要でございます。

計画策定の背景と基本方向では、「地域ぐるみで支え合う子ども・子育てにやさしくまもと」を指す姿として、2つの基本目標を掲げております。

計画の具体的な内容は、具体的施策の展開として、第1章、地域における子育ての支援

から、第8章、次世代に向けた意識づくりまで、183項目の具体的施策を記載しております。また、全体で75項目の数値目標を織り込んでおります。

これらの施策のうち、まず教育委員会関係について簡単に御説明させていただきます。

第1章、地域における子育ての支援では、子供の健やかな育ちづくりのために、いじめ・不登校対策や非行防止対策に取り組むこととしております。

第3章、教育環境の整備では、子供たちの確かな学力の向上や豊かな心と健やかな身体の育成に向けた幼児教育、学校教育の充実に取り組むこととしております。また、学校だけでなく家庭の教育力の向上や地域のさまざまな資源を生かした体験活動に取り組むこととしております。

第6章、保護や援助を必要とする子どもへの支援では、障害のある子供たちが地域で生活できるよう、教育や就労などの支援に取り組めます。さらに、貧困問題について果たすべき役割の範囲内で積極的に取り組むこととしております。

3ページをお願いいたします。

第7章、子どもの自立への支援では、子供の自立を促し社会性が育まれるよう、体験活動やボランティア体験などに取り組むこととしています。

また、この計画では重点プロジェクトとして、地域の子育て力の強化を初めとする3つのプロジェクトを設定し、重点的かつ着実に実行することとしております。

なお、最後の4ページでございますが、計画の施策体系図を参考までにお付けしております。

以上、行動計画の概要につきまして御報告申し上げましたが、この行動計画を今後の次世代育成、少子化対策推進の総合的な計画として、教育委員会としても知事部局や警察本部とも連携して、県全体で少子化対策に取り

組むこととされております。

教育委員会関係は、以上でございます。

○池部警務課長 次に、警察関係について御説明を申し上げます。資料は、2ページでございます。

具体的施策の展開の第1章、地域における子育ての支援におきまして、少年補導員等による不良行為少年に対する補導活動や有害環境の浄化活動、あるいは非行少年等の立ち直り支援を行うなど、非行防止対策の充実に取り組むことといたしております。

また第4章、安全・安心な子育て環境づくりにおきまして、安全な道路交通環境の整備に取り組むとともに、防犯対策や交通安全教育の推進などにより、安全・安心なまちづくりに取り組むこととしております。以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、報告が終了しましたので質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○吉田忠道委員 ②の教職員不祥事の防止プロジェクトチームの報告に関連してですけれども、この中で5ページから背景、原因、防止策のまとめになっておりますが、ここで特に6ページのわいせつ行為、これは今までの事象を見てみますと、いつも決まった文句みたいにして「あの人が」というのが出てくるんですね、「あの先生が」というのが出てくるんですよ。この中でも述べられておるように、この2のところの②に「病気である」と。私も、私のこれまで歩んできた経験からすれば、これはなるほどと思うところがあるんですね。だけれども、この対策として、この「病気である」というのが対策でなかなか——これでは非常に漠然として、対策になっているのかなと。もう少し突っ込んで対策をとる。病気である自覚がないわけだから

ら、何か周りの人が早く気づく方法がないのかなど。保護者から見れば、今言ったように「あの先生が」というのが多いんですけども、少なくとも一緒に勤務している先生の仲間では、ある程度気づくんじゃないかなという気がするんですけども、この「病気である」という自覚にもってくる方法は何かないですかね。それは考えられませんかね。

○由解学校人事課長 この病気をどうやって課の職員また管理職が把握するかということ、これは、このわいせつ行為事案にかかわらず、学校現場でのストレスの状況等をいち早く押さえて防止するという観点から、やっぱりそういう情報をいち早くほかの職員、管理職がつかまえるというのは非常に大切なことだと思っていますけれども、なかなか具体的に、こうやったらできるかというのは難しい部分がございますけれども、ここの防止対策の③に書いてございますように、管理職や同僚が相互観察する、こういったものをきちんと組織の中で、みんながお互いに意識しながらやっていくということが、やっぱり非常に大切なことかなというふうに思っているところでございます。

○吉田忠道委員 今の話ですと、11ページのチェックリストがありますよね。この中で例えばわいせつのところの2番に「男女1対1で面談及び個別指導をしている。（したことがある）」とか、この付近はやっぱり一つのささやかというか、防止のための一つの手掛かりになるような気もするんですけども、病気であるということと、その対策についての状況を周りが自覚しないと本人はわからんわけだから、何かこの防止についての、さらなる努力をしていってほしいなと思います。これは要望です。

○小早川宗弘委員長 私も、この不祥事防止

については、一般質問で質問をさせていただいたんですけども、ちゃんとかい報告ができて、質問のときにも言いましたけれども、実際読んでもらったり使ってもらわんとやっぱり効果がないものですから、その辺で具体的に現場の先生方に読んでもらう、使ってもらおうということは徹底して行っていただきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんでしょうか。

○松田三郎委員 全国学力テストは、教育委員会ですか。義務教育課で思い出した、木村課長と隣の施設課長は今年度で御卒業だそうです。長い間、大変御苦労さまでした。後ほど感想でも聞ければと思います。

その前に、これはほかの新聞にも載っていたかもしれませんが、たまたま私が3月5日の産経新聞を見ておまして、御存じのように現政権になってから、これは正式名称は何か難しかったですね、学習状況何とかかとかということ。このテストを抽出方式、約30%で——県議会におきましても9月か12月の議会で意見書を提出いたしておりましたが、それもかなわず抽出方式になったということで、これを見ますと、約3割抽出ですので熊本もそうでございますが、抽出以外の希望をする学校を合わせて、全国では73.2%、熊本県の場合が小学校・中学校で83.6%。意外と多いなと思いましたが、九州では沖縄を除いてほかは全部100%というふうに、これによるとなっております。

以前、山本教育長も御出席でございましたが、NPOの師範塾の占部先生という方が、せっかく復活してこれだけの規模のデータが蓄積されつつあるのに、30%では非常に不正

確といますか正確な姿を映し出さないの
で、非常にもったいないなというような話を
なさっております。

それで質問ですけれども、抽出されなかつ
たところで希望する学校が、同じテストを受
ける場合には、金目の話ですが、県あるいは
市町村から何か補助なり助成なり、そういう
のがあっているのかどうか。記事によります
と、どの県とは書いてありませんでしたけれ
ども、県に手当てをしてもらったので参加で
きましたというような県が幾つかあったとい
う話が載っておりますので、例えば熊本県
の場合、自分のところも受けたいという学校
があるならば、県あるいは市町村からの補助
があるのかどうか1点。

もう1点は、ほかの九州の各県は100%と
いうことは、その抽出に漏れたところも受け
られて、希望されて100%になったわけし
ょうから、熊本県教育委員会としては、これ
は4月何日かに実施予定となっております
が、今回は30%だけれども、希望者はどん
どん受けてくださいというような呼びかけをな
さったのか。もしくは、各学校の任意に任せ
てこういう結果になったのか、その組み
の状況とといいますか、どういったメッセ
ージ、方針だったのかというのを含めて、2点
お尋ねしたいと思います。

○木村義務教育課長 義務教育課でございま
す。

まず、本県の状況でございますけれども、
先生がおっしゃいましたように小学校、中学
校合わせまして大体30%が抽出校になって
おります。残りが希望でございます、全体が
80%ちょっとになりますけれども、この分
にしましては各学校の希望の部分で、御存じ
のように市町村によって100%になっていま
せんから、希望してないところがございま
す。

この第1の理由としまして、やはり学力調

査を受けた後に、その市町村が結局採点業務
をやる、やりたいと。つまり学校等に負担を
かけたくないということで、予算等を組みま
したけれども、かなりの額になるものではな
らなかなかできなかったということで、結局
抽出しなかったという市町村はございます。
それで80数%でございます。

これに関しましては、もちろん本県から
も、これは文科省と市町村の契約でございま
すのでなかなかできませんけれども、うちと
しましては状況調査のときにできるだけやっ
てほしいという気持ちがございますもので
すから、どういう状況かということはお聞き
しましたし、希望しない市町村にもできるだ
けやってほしいということを言いましたけれ
ども、最終的には市町村の判断でございま
すので、そこまで強制はできませんでした。こ
ういう状況になっています。

お金の面に関しましては、他県等は確かに
採点業務を県でやるということでございま
すけれども、積算しますと何千万という額に
なるものですから、本県ではそこはちょっと
できないという状況でございます。

○松田三郎委員 では採点・集計は市町村で
ということは、学校の先生が採点して、そし
て複数ある市町村ごとの学校で、教育委員会
か何かで、そこで集計をするということす
か。

○木村義務教育課長 市町村によって異なり
ますけれども、ある市町村では、これはまだ
予定だと思いますけれども、予算を組んでそ
の採点業務も業者に頼むというところもある
そうでございます。はっきりわかっておりま
せん。ただ、普通のところは先生たちが採点
しまして平均点を出しまして、一応これは抽
出調査の30%を、国としまして、また今ま
どおり県別に出すそうでございます。また全
国平均までは。そこと自分の学校の状況を判

断しながら、課題等を把握して改善を図るとい
う方向で、現在のところはやっていくとい
うところでございます。

○松田三郎委員 それでは制度がその抽出方
式に変わって、初年度が22年度になるわけ
でしょうから、多少、様子見もあったのもし
れませんし、お金の面も、さっきおっしゃ
った何千万というものもあるからなかなか申し
上げにくいところではありますが、少なくとも九
州の他県が100%であるならば、23年度以降
に向けて、この割合が30%で、今の政権が
変わらずこの方式でやるというのであるなら
ば、本県だけ、それが80何%だから即おくれ
をとるとは申し上げませんが、やっぱ
りできるだけ100%になるような、その負担
の面も含めてそういうところを考えていつ
ていただきたいという要望をさせていただき
たいと思います。

○木村義務教育課長 本県としましても、や
はり30%では本当の状態が出るというのは不
安視しております。悉皆になりましたから本
当の状況がつかめましたけれども、30%はち
よっとと思いますので、私たちが思っている
ところは、やはり全市町村に参加していただ
きたいと思っておりますので、来年以降はそ
ういうところを検討していきたいと思ってい
ます。

○吉田忠道委員 これも産経新聞だったと思
いますけれども、先週だったと思いますが日
にちはちょっとわかりませんが、北海道の教
職員組合間で、今よく話題になっております
けれども、職員会議が最高決議機関みたいな
感じでやられておるといことが出ておた
んですけれども、そういうことで校長の権限
が制約されておる、8割方が最高決定機関
みたいな感じでやられておるといのが出て
おったんですが、これは過去にも広島県などに

もいろいろ問題があったというふうになっ
ておりますが、これは熊本県の状況はどうい
う状況ですか。どなたでも結構だけれども、
把握しておりませんか。

○小早川宗弘委員長 だれが答えますか。

○岩瀬教育次長 教育次長の岩瀬でござい
ます。

私は県立高校の校長をやっていたので、
県立高校の関係についてははっきり申し
上げられますが、職員会議は校長が必要に
応じて招集してやります。最高の議決権で
はなく、あくまでも補助機関であります。
実態もそうです。

○吉田忠道委員 ほかの小中学校において、
例えば職員会議で司会は順番制にしてお
るとか、そういうのはありませんか。

○阿南教育次長 義務制の方ですけれども、
県立と一緒に、補助機関としてきちんと位
置づけて、校長が意見を聞く場、最終決定
は校長がする、そして司会は教頭がする
ようになっております。

○吉田忠道委員 しっかりと取り組んでほ
しいと思います。以上です。

○氷室雄一郎委員 私は教育長に先ほどち
よっと聞こうと思ったんですが、予算の
説明のときにお尋ねしましたけれども、
高校再編整備が山を越えまして、今度
新しくスタートするのは3校でしたね。
あの募集の状況をちょっと確認しまし
たけれども、先ほど審議員の方からも
御説明がございましたけれども、募集
が一段落しましたので、それについま
して教育長はどういうお考えかとい
うことをちょっと……。

○山本教育長 私も前期のふたを開けたときから、後期まで非常に気になっておりました。もともとが定員割れの状態がずっと続いていて、年々減っていく状況の中での再編統合という話だったものですから、そこに2倍も3倍も来るとはもちろん思っておりませんでしたけれども、少なくとも去年の応募者数よりも地域の応募者数がふえてほしいと。再編統合しても、なおかつ地域の応募者数が相も変わらず長期減少傾向にあるとするならば、それは問題だなと思って、学科があるところは学科ごとに一つずつ見ました。しかし、先ほど後藤政策監の方からお話がありましたように、確かにコースでは減っているところもありますけれども、トータルとして見たときに、少なくとも去年よりも数としては少しは多かったものですから、それについて、ある意味正直ほっとしたところがございます。しかしながら、これを今後さらにまたきちんとしていくためには、これからの学校の経営のあり方、そしてまたそこに投入する先生たち、そういったことも含めてしっかり我々としては頑張っていかないと、せっかく地域のいろんな方々に対してもさまざまな思いを抱かせた中においては、我々としては今後の教育委員会としての責任だろうと思っておりますものですから、これが今後本当に地域の人たちが、あそこの高校に行けば大丈夫なんだと言われるような高校になるように、しっかり頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○氷室雄一郎委員 今、教育長のお考えといえますか所見を伺いましたけれども、私ももう少し期待感を持っておったわけですがけれども、大変いろんな条件が、学区を撤廃された枠の問題もありますし、先ほどお話ししました支援の問題もありまして、なかなか戸惑い等もありまして、諸条件が重なっております、希望したよりも若干厳しかったんじゃない

いかと。しかし、これはスタートするわけでございますので、あとは教育長がおっしゃったように、新しい出発をする学校がいかにか輝くか、その輝きを増すことが、統廃合でなくなった地域の方々の希望をつなぐ、またこれからの再編整備につながっていくことでございますので、卒業式は参加しますが、入学式等はなかなか参加できませんので、できますれば新しい出発をする高校につきましては、次長等も含めまして何らかの形で、校長先生もまた異動がありまして、職員の異動もかなりあるんじゃないかと思っておりますので、その辺で機会を見ていただきまして、職員の激励また生徒に希望を持たせるような何らかのアクションを起こしていただければいいんじゃないかと私は希望しております。それが、今まで再編整備の問題にかかわってこられました多くの方々に対する思いを伝える部分ではないかと思っております。ひいては、新しい学校が本当によみがえって、よくなったということになれば、次の再編整備にもスムーズにつながっていくんじゃないかと思っておりますので、大変な出発をする学校でございますので、ぜひ激励に出向いて行けたらなと思っております、私の希望です。私も過去に勤めた学校がなくなりまして、大変厳しい寂しい思いをしております。そういう学校にかわりまして、新しいところでまた新たな、輝く教育がこの場で行われ始めたという流れをつくる出発でございますので、御配慮いただければということ強く希望しておきたいと思っております。以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○倉重剛委員 義務教育課とは接触させていただいて、資料を提供していただきました。

というのは、先般、中学校の卒業式のときですね、そのときに、非常に立派な学校ですから私も感動した卒業式だったと思うんです

けれども、学校長それから卒業する生徒の代表の謝辞ですね、それから2年生の在校生、送辞というのかな、その中に共通した言葉が2つ3つ出てきたんですよ。私は非常に違和感を感じた。それは何かというと、いわゆる戦争だとか米軍基地の問題だとか、平和だとか、こういう普通は中学生あたりが、関心がある子は別でしょうけれども、それほど共通して余り考えないような、そういう言葉が、その文面の中にいろいろ出てきたんですね。だから全体的な言葉に私は感動しておったんですけども、そのときに、今問題の普天間の問題だとかそれから米軍基地の移転問題ですね、これを連想し得る言葉が実はあったんですね。これは一体何だろうということ、義務教育課ともいろいろ話をしたんですが、教科書を見せてもらったんですね。私は、教科書を見てびっくりした。久しぶりに中学校の教科書を見たんです。正直言って絵本ですな。何というか、内容は決して悪いとは思いませんでした。中でも、熊本県が採用しているのは帝国書院、東京書籍、教育出版と3つあるんですかね。それを見せてもらった。これも内容は、例えばそういう基地問題だとかそういう授業内容を見せてもらったんですけども、それほど大きな問題ではありませんでした、びっくりするような主張は書いてなかった。だから歴史の事実を事実として伝えなければいけない、それは正直言って私は認めます。ただ、なぜそういう言葉が3人の言葉の中に出てきたのかなど。

1つには、私の解釈ですけれども、その学校は修学旅行は沖縄に行っているんですね。沖縄で体験している。そこから出てきた言葉だろうというふうに、実は思いました。ただし、2年生の送辞の中にそれが出てくるということは、「これは授業内容でもって勉強した、もしくは個人的な勉強の中でそういうことが出てきたのかな」という違和感が実はあったんですね。

そこで質問なんだけれども、教科書についてはこれはいろいろ今日まで取りざたされてきた教科書を見た中ではそれほど大きな問題はないと思ったんですけども、個別の授業内容、クラスならクラスで授業をしている先生のいわゆる個人的な意見だとかイデオロギーだとか、そういうのがどう反映されているのかなど。そういうのが反映されたんじゃないかという懸念があったんですね。だから、こういうチェックというものはあるんですか。まず質問いたします。授業内容のチェックというかな。

○木村義務教育課長 授業内容につきましては、まず法的な学習指導要領がございまして、まず絶対にこれに沿わなくてはいけません。そういう意味では、社会科等については中立な立場でやる、公正な立場で。そういう面で、授業内容につきましては、もちろん学校長がきちんとした内容を把握していくことになっております。そして学校をずっと巡視して見て回る。その中で内容等を把握しますし、また学習指導案とか年間指導計画等で管理職がチェックすることになります。

○倉重剛委員 それは、答弁としてはそうでしょうね。しかし、現実にそれが行われるかどうかというチェックなんですね。だって、私が体験した中で、非常にすばらしいあいさつの中に違和感を感じるようなことが共通してあったということに非常に懸念を感じたんです。

というのは、実は私は防衛議員連盟の会長をしているので、先般1人で政務調査という形で沖縄の辺野古とそれから普天間に行ってきました。これは感じたんですけども、マスコミがいらっしゃるので、ちょっと表現は悪いんですけども、マスコミ報道と現実の状況というのは全く違うんですよ、正直言って。雰囲気が違う。報道されたいろんなやつを地

元の人と随分話し合いました。すぐ近所の商店街のおじさん、お年の方だったけれども、現場がどこでどういう騒動をしているかということに全く関心がないんですね。若い連中とも話しました。若い経営者は一番関心があるのは、どうか今の経済を何とかしてくださいというようなことに一番関心があって、基地問題なんて全く関係ない。中にはですね、促進派もおりますよ、正直言って。基地でもって生計を立てている人がたくさんいるんですよ。そういう状況は全く報道されてない。だから、内容が違うなと思ってですね。ただし、県議会それから地元の市議会あたりは反対声明を出しておりますけれどもね。それほど地元の騒ぎというのはいないですよ。内地から来てオルグ活動をしている連中は別問題として、現地の人たちはかなり無関心層が多かったということなんです。私は、正直言ってびっくりしました。

逆に、インテリ層的なところには、これは女性だったんだけど、そこら辺では確かに戦争の悲惨さというのは、沖縄ですから一番ひどかったところだから、決してそういうことはやってほしくないというような、そういうのは女性としての感覚。それから戦争に対する恐怖心、そういうことがあって、聞かれるのは当然かと私は思いましたけれども、非常にその意見は少なかったんですよ。

だから、そういうことの状況の中に、またもとに戻りますけれども、卒業式での子供たちのその表現の中に、そういう関心度が非常に強い言葉にはちょっと驚いたわけですね。だから、やっぱり授業の中である程度たたき込まなければそういう気持ちにはならないだろうと私は思ったわけですよ。

だから再度質問するけれども、さっきの答弁では学校長が巡回して見ているんだとか言うが、それが行えるかどうかということ自体が私は非常に疑問を感じるわけですよ。だから、ここら辺の、教科書はそれほどのこと

ではないというふうに私は評価していますので、いわゆる生きた授業の中でのチェックというのを、やっぱり特定の思想を持っている教師だったらとんでもない話だから、これは本県の教育界に大きな災いになると私は思いますので、今後とも十分注意して、関心を持っていただきたいということを、特に申し上げておきたいと思います。できれば教育長、意見があればちょっと……。

○山本教育長 去年、教育長になって初めて新任の教職員を迎える最初の4月1日に研修がありました。そのとき新任の教職員を集めて1時間20分ほど話をしたんですけども、そのとき私が申し上げましたのは、皆さんたちは何に基づいて教育をしているのか、しっかり考えてくれと。皆さんの根本には教育基本法があります、それは18年に改正された教育基本法がございます、その教育基本法を受けて学習指導要領が改定されました。したがって、皆さんたちは自分の勝手な思想・信条に基づいて教育をするのだけはやめてくれ、きちっと教育基本法そしてそれを受けた学習指導要領があるから、学習指導要領を徹底的に読み込んでくれ、そして自分のものとしてくれと。ここは教育長よりも親という立場でちょっと申し上げるんだけど、全部の子供の教育について白紙委任したつもりは親としてはないから、そのところはあなたたち先生たるゆえんは、ちゃんと法律に基づいて公務員としてあるんだから、あなたたちが何に基づいて教育しているかということをしつかりと意識して、まずは学習指導要領をしつかり、そして教育基本法を読み込んで、それから教育してくださいということを、私は申し上げました。

したがって、今、倉重委員が申されたように、私としては教科書、そしてその教科書に対する学習指導要領、先ほど木村課長が言いましたように、そこを徹底してやってく

れと、私はいろんな機会に申し上げております。

だから私のスタンスは、そういうスタンスでございます。

○倉重剛委員 ぜひ、そういうことを徹底していただきたいし、また変なふうにならないように御指導いただきたいと思っております。以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございせんか。

（発言する者なし）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

なお、本年度最後の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の先生を初め浦田副委員長、この1年間、本当に熱心に御審議をいただき本当にありがとうございました。

また、県警本部長、山本教育長、その他の執行部の皆さん方には、この1年間本当に丁寧な御説明や配慮をしていただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げたいと思っております。

私も初めてのこの委員長職ということで、はらはらどきどきしながらの委員会運営でありましたけれども、皆さん方の御協力をいただきながら、十分な予算審議ができたのではないかというふうに思っております。

委員の先生方の、またさまざまな視点からの御意見を聞くことができまして、本当に有意義なこの委員会だったのではないかなというふう実感しております。

ぜひ執行部の皆さん方には、この委員会が出た議論だとか意見とかを再度検証していただいて、今後の各種施策に反映させていただきたい、つなげていただきたいというふうに

思っております。

また、今年度で勇退される皆さん方も、ちょっと手を挙げていただきたいんですけども、5、6名いらっしゃる。本当に長い間、各分野で一生懸命に頑張っていたことに、心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

今後とも健康には十分気をつけられて、再就職先や、天下り先ではないと思っておりますけれども、今後の進路の中であるいは地域の中で県政発展のためにもお力添えをいただければというふうに思っております。

最後になりましたけれども、委員の先生方並びに執行部の皆さん方の今後ますますの御活躍・御多幸を祈念いたしまして、私の最後のごあいさつとさせていただきます。

本当に、1年間お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、副委員長の方からも一言ごあいさつをお願いします。

○浦田祐三子副委員長 それでは、一言ごあいさつ申し上げます。

1年間、小早川委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、委員の先生方におかれましては御指導・御鞭撻をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、執行部の皆様方におかれましても、真摯に対応していただきまして、大変ありがとうございました。

まだまだ一朝一夕には解決できない問題がたくさんあると思いますが、教育がさらに発展し、治安維持がさらに継続できますよう心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。

1年間、大変お世話になりました。

○小早川宗弘委員長 それでは、これで閉会いたします。皆さん、本当にお疲れさまでし

た。

午後1時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

文教治安常任委員会委員長